

2014.02.19 : 平成26年 区民環境委員会 本文

○委員長

ただいまから区民環境委員会を開会します。

○委員長

初めに、理事者のご挨拶をお願いいたします。

○副区長

皆さん、おはようございます。本日は早朝からご苦労さまでございます。本日の区民環境委員会でございますけれども、報告事項が4件のほか、補正予算の予算分科会審議を経まして、議題といたしまして、議案が1件、陳情2件ございます。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長

次に、署名委員をご指名いたします。
いしだ圭一郎委員、熊倉ふみ子委員、以上お二人をお願いいたします。

○委員長

次に、本日の委員会の運営につきまして申し上げます。
本日は、報告事項終了後、委員会を休憩し、補正予算の分科会を開会いたします。分科会終了後、委員会を再開し、議題に入りますので、ご承知おきよろしくお願いいたします。

○委員長

それでは、報告事項に入ります。
初めに、農業委員会報告について及び東京二十三区清掃一部事務組合協議会会議結果については、いずれも既に配付してあるとおりでございますので、特段の質疑がなければ、ご了承願いたいと思っておりますが、質疑は。

○熊倉ふみ子

1点、農業委員会のほうに確認したいと思っております。3.11の福島原発事故の影響を受けて、放射能の影響で区内の農家さんの腐葉土から前に高い濃度が検出されたということで、今、腐葉土の使用については使わないことという、そういった指導がされていると思うんですけれども、今回の農業委員会の中で腐葉土について、何か新たな情報が報告されたと伺っているんですけれども、そのことについて、すみません、教えてください。

○農業委員会事務局長（赤塚支所長兼務）

都内における落ち葉、剪定枝の利用についてでございます。再開に向けてということが大きな前提にあると思います。若干前段申し上げますと、東電の福島第一原子力発電所の事故に伴いまして、17都県で落ち葉、剪定枝の堆肥等、新たな生産と施用の自粛の要請がされておりました。ただ、基準は一応ありまして、暫定基準値としては400ベクレルということで暫定基準はありますけれども、基本的には自粛となっております。したがって、区内の農家さんも堆肥はつくっていなかったという状況になっております。

それ以来、そのようなことで来たのですが、昨年、25年9月9日に農林水産省の課長通知が来ておまして、農家の話ですが、農家のみずから生産・施用する有機質土壌改良剤及び腐葉土・剪定枝の取り扱いについてという通知が参っております。これによりまして、都内の腐葉土は、利用管理計画書が農林水産省の承認を受ければ、農業者による生産と施用が再開できるというような道筋を開いた通知になっております。その利用計画書なんですけれども、これを提出する前段といたしまして、原料となる腐葉土とか、剪定枝の放射線セシウムの濃度の予備調査をなささいというのが義務づけられております。

これに基づきまして、東京都はJAを通じまして、JAが採取いたしました都内市区町村49から、おのおの3点ずつ試料を出しております。そうした結果、板橋も実は3か所です。具体的にどこということも申し上げられないのですが、3か所出ています。セシウムの合計は、いずれについても100ベクレル・パー・キログラムを下回っていました。そういうことになりますので、利用管理計画が承認される見通しがついております。

現実には、東京都は国に予備調査を出して、利用管理計画を提出しております。その利用計画に基づきまして、暫定基準値の2分の1、200ベクレル・パー・キログラムですが、それが継続的に2年間という形で検査の結果がなれば、翌年度以降の検査についての必要性については判断する。やるとか、やらないとか、やらないという判断になるのだらうと思いますが、そういう判断をすと言っております。

現在、板橋はどうなっているかといいますと、先ほど申し上げましたように、セシウムの合計が100ベクレルを切っておりますので、利用管理計画がござれまして、承認されております。国から東京都のほうに来ているそうです。次の段階ということで、生産物の検査用サンプルを採取するというような状況を待っていると聞いていますのでござい

○熊倉ふみ子

農家さんについては、腐葉土が大事な肥料になっているとは伺っております。再開に向けてということでの動き出したということですが、それに関連して、環境課のほうに伺いたいんですけれども、再開に向けてJAのほうで動き出したということですが、板橋の区内の中には、公園、あと区民の方も腐葉土を使って、事故の前にね、そういった実態があったと思うんですけれども、再開に向けてという動き出したことについて、環境課として、区内の腐葉土について、区民の方々の周知なり、動き出したことについての見解と区民に対しての通知とか、考え方、もしありましたら教えてください。

○環境課長

区民の方がご利用なさる農業以外の部分での腐葉土の考え方ですが、区が直接かかわっているのは、学校だとか、教育施設で腐葉土をつくっているケースがあります。あと、公園で腐葉土を原料として差上げているようなケースがありますが、今回の福島原発の事故を受けて、当面は見合わせるということでやってきました。去年の10月から11月にかけて、安全性の検査という想定はしていたんですが、ただいまお話にありましたように、通知が出て、かなり厳しい状況になりました。私どもとしては、東京都とJAで行う検査と、板橋区がもし独自に行った検査の結果がかなり分かれたりすると、非常に混乱を生ずるだろうというようなことも考えまして、まず東京都が行った検査結果を待って今後検討していこうということで考えておまして、現時点では、まだ利用は見合わせておりますので、今後、農業委員会の結果を正式にもらった上でどのように対応していくか考えていきたいと思っております。

○五十嵐やす子

二十三区清掃一部事務組合のことでいいですか。すみません、ちょっとお願いします。2月10日に中央と光が丘で水銀ごみが混入したというような報道があったんですけども、それについて説明をお願いします。

○清掃リサイクル課長

これにつきましては、両工場におきまして、排気ガスの濃度中の測定値で水銀の数値が一定基準を超えたということで、直ちに工場の操業をとめまして、原因の調査、それから内部の清掃等に着手しているところでございます。原因につきましては、まだ判明しておりませんが、水銀を含む何らかの廃棄物が混入したということが考えられてございます。こちらにつきましては、内部の水銀等を除去しまして、工場の運転の再開というふうな流れになってございます。

○五十嵐やす子

特に光が丘が区境というか、板橋区に近いので、それで濃度ですとか、環境のことが気になったんですけども、その辺は何かご存じでしょうか、情報とかありますか。

○清掃リサイクル課長

水銀の排気ガス中の濃度につきましては、清掃一部事務組合で一般の基準値よりもかなり厳しい基準値、いわゆる50ppmを目印にしまして、これを超えるような場合には運転を停止するというような判断基準を持っております。これによりまして、外気に放出される水銀の濃度が環境に影響を及ぼさない時点で運転を停止するという対応がとられてございますので、周辺環境への影響はないと考えてございます。

○五十嵐やす子

すみません、あともう一つなんですけど、いただいた資料の中の第24号というところなんですけれども、品川清掃工場に設置しているナトリウム硫黄電池なんですけれども、これなんですけど、例えば清掃工場で発電していて、ナトリウム硫黄電池って、いわゆるNAS電池ですよね。水の再生工場なんかにも置いてあって、3.11のときは、随分それで助かったようなことも、蓄電ということで助かったというような話も聞いているんですけども、こういう清掃工場になると、やっぱり置くのは危険なんですか、その辺がよくわからなかったんで、どうしてこの撤去とか、ああいうのが出てきたのか、事情を教えてくださいましたらと思います。

○清掃リサイクル課長

今ご紹介のありましたナトリウム硫黄電池、いわゆるNAS電池というものでございますけれども、万が一出火した場合の消火方法が非常に困難であるということで、こちらが水をかけられない、それから酸素を遮断して窒息させる消火方法というものをを用いなくてはいけませんけれども、これに用いる消火手段が乾燥した砂、これで電池を埋めて窒息させるという方法をとらざるを得ないのですが、砂の確保、それから消火作業に当たる困難さ、こういうものを考えますと、万が一事故が発生した場合に適切な消火方法が確立できないということで、事前に危険を排除するために硫黄電池を撤去するというようなことで取り組んだものでございます。これの撤去につきましては、製造業者のほうから保障されるということで聞いてございます。

○委員長

本件については、この程度でご了承願います。

○委員長

次に、板橋区ホテル生態環境館におけるホテル等生息調査の結果について理事者よりご説明願います。

○環境課長

お手元の資料1をごらんいただきたいと思っております。板橋区ホテル生態環境館におけるホテル等生息調査の結果についてということで、前段に書かれている内容につきましては、既にこちらの委員会で陳情が出された折に説明させていただいているものでございます。今回行った目的としましては、あり方検討を考えていく中で、どの程度ホテルが生息しているか知る必要があるだろうということで実施したものでございます。その結果について報告させていただきます。

まず、調査場所でございます。調査概要としての調査場所は、せせらぎということで、温室のようになっている場所の流れを調査しました。あと、屋外にもビオトープとして設置されておりますので、その場所を調査しました。

調査した月日が26年1月27日月曜日でございます。調査対象がホテルということで、ゲンジボタル、ヘイケボタル、それぞれこの時期は水中に幼虫としておりますので、幼虫の数、あとカワニナが餌になりますので、餌の状況でございます。

調査方法でございます。1)に記載しておりますけれども、国土交通省が制定した「河川水辺の国勢調査マニュアル〔河川版・底生動物調査編〕」の中で、定量採集、要するにどの程度量があったかという定量採集に用いるとされたサーバーネットを使用し、個体を採集しております。

調査に当たってのことでございますが、2)として、流れを25センチ掛ける25センチの格子状に区画し、ホテルがいる可能性の高い代表的な区画において、サーバーネットを使用して、採集を行い、総個体数を推定いたしました。

参考という資料を見ただけですすでしょうか。具体的に区画設定がされた図が描かれております。

皆さん恐らく何度かせせらぎをごらんになったと思いますが、左側が上流でございます。右側が下流で、上流から下流に水が流れているという中で、実際に使った採集の網がこちらでございまして、これを川底というか、流れの底にぎゅっと押し込むような形にします。そうすると、これがちょうど25センチです。25センチに区切ったのは、この25掛ける25なので、25センチにしたというものでございます。実際にこの区画が描いてありますが、306区画になっております。306区画のうち黒く塗り潰した部分をとったものでございまして、実際に調査したのは27区画というものでございます。

とり方ですが、こちらのものをですね、調査員が1名は入ります。流れに入ることは、国のマニュアルでもそういう図になっておりますので、入らないのが一番いいのかもしれないけれども、これをやる限りは、そういうことではざるを得ないと思っております。せせらぎの底にぐっと沈めて、水が流れてきますので、おのずからこうなりますので、25センチ区画のところの土砂とか、石を舞い上がらせるようにして、この中に幼虫を入れるというものでございます。

ですから、こういう作業を27か所選んでやったというもので、網目状が0.5ミリのメッシュになっておりますので、もしこの中に現在の幼虫が入れば、卵が0.5ミリと言われておりますので、まず間違いなくこの中に幼虫は入ると。実際に入っていた結果は後ほどお知らせしますが、このネットから抜けていくようなことは起きないと思っております。

実験水路につきましては、2)のところを書いてありますが、408区画に分けて、それぞれ

れ黒く塗り潰した区画で調査したものでございます。
それでは、資料1に戻りまして、再確認させていただきましても、表1として、調査場所の区画数等として、せせらぎとして、全区画306、調査区画が27、ピオトープにつきましては468区画、それで39区画で採取しました。

委託先は、株式会社自然教育研究センターでございます。

調査結果についてお知らせいたします。

まず、せせらぎについては、裏面に表2と書いてあります。見つけることができたのは、表2にありますように、ゲンジボタルが2個体でございます。推定数が23個体ということで、ゲンジボタルの計算例が書いてありますが、2匹掛ける306で、306掛ける2匹でも構わないのですが、27区画ですので、それを割り返して23匹、これは推定数でございます。

同じくカワニナが85個体見つかりまして、推定個体数が963個ということになります。

ピオトープにつきましては、表3記載のとおり、残念ながら個体等は見つかりませんでした。

なお、今回、個体数の記載になっておりますけれども、実際には水温とか、溶存酸素とか、pHの検査は行っておりまして、実際の報告書には、そういったものが記載されております。また、屋外では、ミミズのようなものだとか、カワエビのようなものが見つかったという報告も上がっております。

報告は以上でございます。

○委員長

ただいまの説明に質疑のある方は挙手願います。

○菊田順一

おはようございます。

まず、第一に、1月に調査した株式会社自然教育研究センター、この機関が国で国土交通省でしている検査をするにたり得るというか、そういう機関なのかどうか、まず確認したいと思います。

○環境課長

自然教育センターについてのご質問でございます。今回、あり方検討を課として行うに当たりまして、ほかの区のホタルに関する施設も見る必要があるだろうということで、足立区の生物園と渋谷区と同じような施設、またホタルはいませんでしたけれども、東京都の熱帯植物園の場所ですね、3か所を勉強も含めて調査させていただきました。こちらの生物園でいろいろ説明を受けたときに、まず一つ感じたのが、私どもがホタルの担当者から説明を受けているような飼育方法ではなく、最初、卵をとって、その卵を小さな幼虫にふ化して、それを最後は大きな幼虫に育てながら、上陸させて、土に潜り込んで、あと成虫になって飛ばすというような、その技術を持っていることがわかりました。6年近くその作業をやっていると、小さなときというのは、私ども余り担当者からそういう説明を受けませんでしたけれども、まさに卵から生まれたときは、生まれた幼虫の大きさに合ったカワニナが必要なんだというような説明を受けまして、それについては、なかなか採集ができないので、大きなカワニナの身を切って、餌として与えているというような趣旨の説明も受けました。

ホタルの幼虫の大きさに応じて、カワニナもいろいろ変えていくというようなことで、一番最初の初期の幼虫をいかに育てていくかというのが非常に苦労しているという話を聞きまして、この会社は非常に経験もあるし、技術力もあるなどということを確認した次第です。また、実際にそこで担当している方というのは、具体的な学歴は聞いておりませんが、学生時代にそういった勉強をした方、また大学院に行った方もおりますので、説明を聞いて、ここにお願ひすれば、まず間違いはないだろうと判断したものでございます。

○菊田順一

それと、いろんな手元に新聞を含めて資料をもとにあれすると、今回調査したことによって、幼虫が数万匹流されたというんですが、私の感覚では、自然の川なら流されたということがわかるんですけど、これは循環式でしょう。だから、敷地の外へ幼虫が逃げ出すということはまずあり得ないだろうと、そういう前提から立つと、今回、さっき課長のほうから網を初めて見せられましたけれども、幼虫が逃げたということが、私はちょっと疑義があるんですけども、そういう想定は考えられますか。

○環境課長

今、幼虫が流されたというような、そういう報道というか、あるようですが、これを見ていただきますと、ここに布がありますので、ここから流れていく可能性はあるかもしれないんですけども、大部分がこの中に入ると思っています。

それで、こちらの参考資料を見ていただきたいのですが、左から上流、中流、下流と網目で囲ってある下流の一番点線のところに、その横に白くピットがあります。そこにはポンプが2台入っているんです。この網目のちょうど終わりのところに、実はあの施設に行っていたとわかるんですけど、2.7ミリメッシュのステンレスの網が置いてあるんです。それを2つ重ねて置いてあります。どうしてかという、ある程度流れがそこで一回とまるような形になって、ピットに水が落ちていくような仕組みになっているんです。見ていただいたら、すぐわかります。

検査当日のことを言いますと、土砂を巻き上げますから、ここから砂がぼつと流れたりとか、横から流れます。その土砂が網のところに詰まって、水が流れにくくなってしまったんです。そうしますと、ポンプの置いてあるピットに水が行かなくなりますので、ポンプにエアが絡んで、余り動かなくなりますから、当時の担当者と委託業者に網を掃除してくれないかと。なぜ私がしなかったかという、長靴を履いていませんでしたので、長靴を履いている方をお願いしました。非常に水がたまりますと、ステンレスでも膨れるような感じになるんです。

そこを担当の方とか、委託業者の方は、中側に手を入れて掃除して、水を流しやすくしていました。時としては、長靴でぼんぼんと蹴飛ばす。そのときには、流れたとしたら、私は土砂も詰まるぐらいですから、そこに流れた幼虫がひっかかるのが当然だと思うのですが、そういった説明はございませんでした。後からこれは考えたことです。ですから、流されたと仮定すれば、この中にも流された幼虫が入っていると思うのですが、残念ながら今回幼虫は見つかっていません。

それで、説明が前後するのですが、今回見つかった幼虫2匹というのは、去年の夏に本来は成虫になってもおかしくない幼虫だったと聞いています。要するに年越しというんですか、1年さらに先の成虫になる可能性の幼虫ということで、去年もし生まれた幼虫であれば、あんなに大きくないんですけど、その幼虫は見つかっていませんので、1匹たりとも。ですから、見つかったものは、あくまでも年越しとか、あと不適切かもしれませんが、専門家がいう留年した幼虫だよという話を聞いております。ですから、何万匹流れたということは、私どもとしては、ゼロとは言えませんが、何万匹ということはずではないかと考えています。

以上です。

○委員長

ほかにございますか。

○いしだ圭一郎

何点が質問させていただきます。

document (26)

まず、根本的な質問ですけれども、先ほどご説明の中で国土交通省が制定した河川水辺の国勢調査マニュアルの中でということと採集したということと説明がありましたけれども、ホテルに関して採集方法が、その方法で問題ないのかということの理解をお聞かせ願えますか。

○環境課長

その方法は、国土交通省のマニュアルでは量を見るやつだという形で書いてありますけれども、それ以外にも、いろいろな情報を仕入れますと、それ以外には、例えばコアサンプル法とか、トロール網法とか、いろいろ書いてあるのですが、そもそもこれはマクロベントス法と呼んでいるのですが、底生生物が網を通過するサイズによって、呼び方が変わっているようでして、ミクロベントス法という方法は、網目が0.1ミリ以下、マクロベントス法は0.5ミリから1ミリなんです。ですから、採集する生物の大きさに沿った形でこの方法を使ったと思っています。だから、あとはトラップ法のようなものもあると聞いておりますけれども、中に餌を入れて、おびき寄せるといいますか、そうしますとトラップ法ですと、どれくらいの時期そこに置いておくのかとか、中に何をを入れるのかということがありますから、その場所にいたものは入るかもしれませんが、全体の数量を把握するのは、一番これが好ましいのではないかと考えております。

○いしだ圭一郎

わかりました。板橋区としては、これが一番好ましいということで採集されて、調査されたというふうに認識させていただきますけれども、区役所周辺でもチラシ等が配られておりましたけれども、その部分でもちょっと質問したいのですが、1月27日の調査を受けまして、何の前触れもなく、調査されたというふうに書いてありましたけれども、まずそこら辺の経緯の詳細を説明していただきたいと思えます。まず、なぜ調査したのかというのも踏まえて、教えていただきたいと思えます。

○環境課長

やや説明がダブリますが、前回の陳情のときに、お約束したことは幾つかありましたけれども、今後もし引き取っていただくようなことができない場合には、そのホテルだけでもどこかをお願いしたいというご説明をしたと記憶しております。そうしますと、やはり議会の皆様からどの程度いるかちゃんと把握しているのかということが恐らく質問として想定されます。そういった意味では、あり方検討の中でそういった検討もしますので、おのずから生息調査をするべきだろうということとやらせていただいたものでございます。

○いしだ圭一郎

わかりました。委託、もしくは民間にお任せするようなことを前提の上でお調べになったのかなというふうに思えます。確かに前回のご説明の中では、施設の老朽化、そしてホテルの継承の難しさから、廃止を含めた検討をしていくというようなご説明もあったかと思うんですけれども、何の前触れもなく、今の説明になかったと思うのですが、そこら辺もう一度教えてください。

○環境課長

まず、27日を選定した理由につきましては、休館日を選んだものでございます。基本的には、施設見学は事前申し込みですが、なかなかそこら辺が区民の方が以前のようにふらっと来て、見学させてくれということもありませんので、休館日ということであれば、見学者の方はお断りできるだろうというようなことでございます。

ページ(7)

document (26)

あと、本来の生息数につきましては、私どもは何ら手の加わっていない自然な環境の中で数を知りたいというふうに考えたものでございまして、区の管理施設ですから、事前に教えておくべきだというご意見もあるのは重々存じ上げてはおりますけれども、また見方を変えれば、自然の形でやるのなら、事前にそういうことを知らせずにやるのも一つの方法だろうというご意見もあると思っておりますので、後者を採用したものでございます。

○いしだ圭一郎

例えば前日に施設長だけにはお伝えしていたのかということと、あとまた当日、行ったときに、委託業者の方とかおられたと思うのですが、そこら辺で丁寧な説明をされたのかどうか教えていただきたいと思えます。

○環境課長

いずれにせよ、施設の関係者には一切お知らせしておりません。あと、当日に関しましては、これは見方によっては、いろいろな見方になるんですけども、私どもは特に連絡していないということは、そのまま調査を8時過ぎごろからしたんですけど、その後、担当者も来ましたが、担当者以外の方でホテルとかかわりの深い一般の方が来て、いろいろ抗議を受けましたが、基本的な考え方は、あり方検討のために調査が必要ですよ。区の施設でやっているの、特に連絡はしていないというような趣旨の説明をしました。ただ、実際に検査方法がいいとか、悪いとかという話はありませんけれども、それは現場を見ていただいて判断していただくものだと考えております。

○いしだ圭一郎

お話を聞いていく中ですごく私を感じますのは、施設長にはしっかりと伝えておくべきではないのかなと。せめて前日でもいいので、しっかりとやっておくべきでなかったのではないかなと思えます。また、日ごろホテルを管理されている方々の感情を考えてみたときには、区の横暴だというふうに思われても仕方がない。ちょっとやり方が乱暴だったのかなというふうに正直思うんですけども、そこら辺はもうちょっと丁寧にやっていただきたいというふうに思いました。

そういった中で調査して、先ほどの説明の数というものが出てきましたけれども、これまで例年平均してどの程度のホテルがふ化して、毎年飛び交っていたのかというのを教えていただきたいのと、例年の量がございまして、飛び交っていた量、それをふ化させるには何匹の幼虫、またカワニナが必要なのか、そこら辺教えてください。

○環境課長

24年度の資料になりますが、担当者から報告を受けた数、あくまでも数でございます。実態として数えたということではございませんが、24年度がゲンジが4,681、ヘイケが1万4,819、合計1万9,500となっております。毎年、合計でいうと2万2,000匹から1万7,000匹の間で公開しているというような報告を受けております。

あと、例えば私が今回のあり方検討に当たって、あるホテルの団体の方に来て勉強させていただいたのですが、その方のお話によりますと、ホテルというのは、卵から生まれながら飛ぶまでの間の一生の間に25匹前後のカワニナが必要だということ、その先生の知り合いというか。ですから、一生涯25匹程度は必要で、足立区の自然教育研究センターの仕事をやっている方のお話ですと、ホテルを育てる中で一番難しいのは、卵から幼虫になる初期は難しいけども、いかに餌を確保するかが非常に大変だということを私ども聞いておりますので、もしふ化直前のホテルが1万匹とか、2万匹いれば、それに近い数のカワニナがいてもおかしくないなと思っております。

ページ(8)

○いしだ圭一郎

例年の飛び交っている数に対して、今回の調査の結果を見まして、正直、区の所見というのはどのようにお考えでしょうか。

○環境課長

まず、私どもは大変驚いております。このことに関しまして、当事者にお話を聞きたいということで、このことも含めてなんですが、実際には、会ってこないかということをお伝えしたのですが、会うことはできておりません。本人から会いたくないと。また、当時の数年前の関係者の方ですが、実はこういう結果が出ましたということをお話を伺ったら、いつとは申し上げにくいのですが、当時、ホテルの成虫を持ち込んでいたというような証言もありますので、それが事実かどうかも含めて、今後、本人とお会いしたり、また関係者の方にしっかり説明を聞きたいと考えております。

○いしだ圭一郎

お話が聞けない、会いたくないということですが、区の職員ですよね、この施設長の方は。区の職員に対する管理能力の欠如と言われても仕方がない部分だと思うんです。会いたくないが通用してしまう世の中なんてありませんので、しっかりと話し合いをもらって、調査の結果をどのようなふうな受けとめているのか、しっかりと話し合いをしていただかなければ、日ごろホテルをしっかりと守っている方々に対する説明がつかないと思うんです。ですので、早急に区の職員、施設長、責任者の方と連絡をとっていただきたいと思うのですが、いつまでに連絡をとろうとお考えなのか、そこら辺の今後の見解も含めましてお聞かせ願いたいと思います。

○環境課長

まず、今回の生息数の調査結果というものは、議員の皆さんも含めて、区民の皆様に対する私たち説明責任があると思っております。当然ながら。その説明責任を果たすためには、私自身の管理能力の不足という指摘もあるかもしれませんが、いずれにせよ、本人と会って、しっかりとその部分は説明を受ける必要があると思っております。いつというのは難しいのですが、きょう委員会が終わった後にぜひ電話して、議員からもぜひ会うべきだという指摘を受けているということですが、最初は職務命令をかけたとしても、それは話がかたくなるなどということでも、そういったことは言っておりません。要するに会って話を聞かせてくれということでもやっておりますので、今回ご指摘を受けましたので、再度電話連絡をしてみたいと思っております。

○いしだ圭一郎

しっかり連絡とっていただきたいとともに、電話だけでなく、電話で会えないのであれば、訪問するとか、さまざまな形をとって、のんびり構えている場合ではないと私は思いますので、しっかりとした区の対応を求めたいと思いますので、要望で終わらせていただきたいと思います。

○熊倉ふみ子

まず、素朴な質問なんですけれども、今、課長さんがおっしゃいました区としては今までで新聞報道などでも、去年の新聞報道で、ホテルの夜間公開しますよという記事などは、ピーク時には3,000匹以上、ホテルが飛んでいますよというような、そういった報道

がされています。この3,000匹というのは、区の発表した数だと思うんです。それと、今おっしゃいました幼虫についても、ヘイケ、ゲンジ合わせて、約2万匹いますよといううな、そういったことを区としては公開というか、報告は、区としての説明はそんなふうな説明していただけたわけですよね。今、24年度の報告としてはということなので、区としては、聞かれれば、そのように答えていたということは間違いはないですか。

○環境課長

飛んでいる数につきましては、平成2年度から報告させておりますので、私どもとして数は把握しておりますが、問い合わせ等があった場合にはお答えしたり、また議員の方から資料要求があった場合にはお渡ししておりますが、飛んでいた数そのものを公にしていたかどうかというのは今、確認できておりません。

○熊倉ふみ子

とりあえず、どういう形であろうと、区としては、たくさんの成虫が飛び交っていますよという、そういうこととか、あと問われればということでありませうけれども、区としての責任で、幼虫にしても約2万匹ですよという、そういった報告はしていたわけですよね。今回調査してみて、20数匹しかいなかったという結果なんですけれども、それでは今まで区が説明していた3,000匹の成虫やら、それから2万弱か、2万匹ぐらいいるだろうという、そういった幼虫の数があつたわけですが、それはどこに行っちゃったんでしょうか。

○環境課長

私どもは、先ほど申し上げましたように、実際に飛んでいるホテルを全部捕まえるとか、もしくは一部捕まえて推定するようなことはやっております。あくまでも担当者の長い経験の中で、約何千匹飛んでいますよというような話等でこれまで解釈していたものでございまして、去年私も実際に飛んでいるのを見ましたので、飛んでいた事実はあるということで、そこは私もぜひ一日も早く当事者から話を聞きたいというふうな思っているところでございます。

○熊倉ふみ子

それでは、今回、幼虫についても20数匹しかいなかったということなので、余りにも今まで区が言っていた数と大きく違うんですよね。そうしたら、今までは何だったのこのを、やっぱり素朴な疑問なんです。だから、それについてきちんと区の責任として、私たちに説明していただきたいんですけど。

○環境課長

先どもほかの委員の方からお話があったような内容でございますが、私どもは当然ながら、今回の検査結果について区民の方にお知らせする必要はあると思っております。まず、実際のデータについては、委員会が終わり次第、ホームページ等で概要版とか、詳細なやつはオープンにしたいと思っておりますし、じゃあ何なのということににつきまして、私もこれは調査を継続して、そこら辺は突き詰めていく必要があるというふうな思っております。

○熊倉ふみ子

このことについては、大きな事件といえば事件、重大なことですよ。今まで区が発表していた公式にしても、非公式にしても、区が責任を持って発表していた数と今回出た数字が違うんだよということになれば、今まで区民の方々、その他の方々に説明していたことと事実が違ってきているんじゃないのということにつながっていくんだと思うんです。今まで区長さんもホテルについては、板橋の観光の目玉の一つだということで、お客様が見えられたときには案内していたりとか、それで説明されたりして、もてなしをしたりと今まで区長さんがお話しなさっていたこと、それがつまりは間違っていたということにつながるのではないですか、どうでしょう。

○環境課長
少なくとも今年度の検査結果を見る限りは、今年度はそういうことだと私は思っております。

○熊倉ふみ子
再度確認したいんですけども、区が3,000匹とか、1万、2万匹という、そういう数字を発表するときの根拠は何だったのですか。

○環境課長
先ほどからも申し上げていますように担当者からの報告でございます。

○熊倉ふみ子
担当者からの報告をそのまま、私たちが区からそういうふうにお話を伺っていて、板橋のホテルはすごいなというふうに思っていたんですけども、こうしたことになった結果ですけれども、でも今回ホテル館を廃止する、しないの中の流れの中で調査したというふうに説明されていましたが、でも廃館する、しないにかかわらず、実態はどうなっていたのかといったことを調査するという必要性はあったのではないですか、どうですか。

○環境課長
調査の必要性についてでございますが、これまではそういったところまでは踏み込んでいなかったというのは事実でございますので、その点をご指摘のとおりだと思います。本来であれば、本人の報告プラス実態調査をすべきだったということについては、今からすれば、それはやるべきだったと思っております。ただ、当時はそういう判断だったということだと思います。

○熊倉ふみ子
それと、今回の調査のやり方についてお伺いしたいですけれども、常識的に考えると、調査に入る場合は、現場責任者に調査の目的をお話して、そしてこういうやり方でやりますよということを説明して、それで現場責任者の立ち会いのもとに調査を行うというのが常識的に考えると、そういう調査のやり方だと思うんですけども、今回お話を聞いておられますと、一切何もお話しなさらずに、朝早く来て、どやどやと入ってきて、それで調査を始めたということでは、今までボランティアの方々とか、そういう人たちは驚くのは当然ではないかなというふうに思うんですけども、今回のそういう常識的に考えると、現場責任者の立ち会いのもとにという、そういった調査ではなく、異常な調査方法だと思

うんですけれども、何で今回はそういった異常な、通常とは違った調査方法をしなければならなかったのでしょうか。

○環境課長
私自身は、まだ1年たっておりません、去年の4月からで。挨拶にまず通常伺います、出先の事業所にはですね。そのときには、以前の委員会の議論で、例えばあそこにカラスがいるとか、そんな議論を聞いていた記憶がありました。そういったことをある程度想定しながら挨拶に行きましたけれども、当日はいませんでした。ただ、何回か急に用事ができて行ったときに、猫とか、犬とか、カラスがいるわけです。担当者にはそういう旨を注意しましたけれども、結果的には、1月30日ごろまで猫は居座りました。要するになかなか私の管理能力不足ではありますが、本来してはいけないことをやめてくれと言っても、なかなかそういうことが通じない職場であったと考えております。それは私自身が反省しなくてはいけない。そうなりますと、事前にお知らせするよりは、客観的な数字を出すのであれば、一方のご批判はよくわかりますが、私自身としては、自然な形で数を出したいという気持ちでやったものでございます。

○熊倉ふみ子
そして、27日、検査した当日ですけれども、その当日に今まで使っていた鍵を変えて、鎖もつけてという形、それと防犯カメラを4台設置したということですが、その理由については何ですか。

○環境課長
館の管理運営が、具体的に申し上げるのは差し控えますが、適正に行われていない面を確認しておりますので、鍵を変えたと。鎖にしたのは、鍵を全部変えたかったんです。ところが、経費もかかるし、時間もかかるということで、しょうがなく鎖にただけで、別にわざと鎖にしたということではございません。

○熊倉ふみ子
もう一回聞きたいんですけども、今、適正に行われていなかったのというお話がされたと思うんですけども、だから鍵とか、カメラをつけたんだというお話ですけども、もう少しわかりやすいように言ってください。

○環境課長
先ほど申し上げましたように、例えばあそこで猫を飼う、カラスを飼うというのは、常識的に見て、あり得ないことです。そういったことが私の言葉として相手に伝えても、それが伝わらないような職場であったということで、これは私自身が区民の皆様に管理能力が不足ということでおわびしなくてはいけないと思っています。要するにそういうことがふんだんからいつも起こっているような職場であれば、今後、そういう施設管理も我々が直接おおうと、鍵の管理も含めて。そういった意味でやったものでございまして、またカメラにつきましても、防犯カメラはあそこではついているのですが、録画できないカメラなんです。ですから、ここで申し上げるのはあれですけども、そういうカメラが実はついてます。ですから、そうであれば、経費的にすぐあそこに大きなしっかりした防犯カメラを、本来防犯カメラはあるべきだと思いますので、別にホテルだから要らないということではなくて、この機会に防犯カメラをつけたということで、そこら辺はご理解いただけるかなと思っております。

○熊倉ふみ子

今までの説明を聞いてみると、つまり板橋区は、現場責任者に対して何らかの疑いを持ったと。信用できなくなったというふうに受けとめられるように思うんですけども、それでいいですか。

○環境課長

信用できなくなったという言い方もありますけれども、私としては適正に管理運営していきたいという気持ちの中で、なかなかそこが受け入れていただけなかったということでございます。それと、先ほどの答弁の中で区が担当者に会っていないというところで、私、説明が不足していましたけれども、人事課は担当者とお話しております。以上でございます。

○熊倉ふみ子

適正に行われていなかったということでは、現場責任者に対して任せておけないということに判断したということだと受けとめていいですね。それと、東京新聞の中で、今までは飼育責任者の方のお話というのはなかなか聞けていない、区のほうもなかなか会えなくてということで、何と言っているのかなというのはなかなかわからなかったんですけども、今回、東京新聞で報道された中に、現場責任者の言葉が載っているんです。区の職員として、同館のホタルを飼育していた方ですけども、この時期は1センチに満たない幼虫が多いと。人が流れに入ると、石の下などに隠れた幼虫は逃げて、捕獲は難しいと、こういうふうに調査に疑問を投げかけていますよというふうにコメントを寄せているわけですけども、そうなると区長さんが発表したことと違うんじゃないですか。つまり区長が発表した正しいですよということで発表したものです。それについて、区の職員さんが、それは違いますよという発言をしているんですよ。このことについては、本当に板橋の信用問題にかかわる問題じゃないかなというふうに思うんですけども、いかがですか。

○環境課長

今のお話は、区民の皆さんも含めて、こういった事態になっていることについてはお話しする必要もあると思っておりますし、しっかり説明する必要があると思っております。この記載を読む限りは、例えば1センチのものがいれば、25センチ角のものをせせらぎの底に沈めて、砂を舞い上がらせてとっていますから、何万匹でも、何十万匹でもいいですけども、せめて数千匹でもいてほしかったなというのが、1センチだったら網目にひっかかりやすいですね。それと、カワニナの話も言っていますけれども、土の中で繁殖しているといいますけれど、土を掘り返していますから、カワニナも余りとれていませんし、900数匹のカワニナの数があれば、当然1万匹とか、2万匹のホタルはあそこにいることができないというふうに考えています。

○熊倉ふみ子

でも、今までは現場責任者の方にお任せして、それをずっと区としても正式にそのことを発表していたわけですし、今回、区長と違ったことを職員が述べているということは、重大だというふうに思うんですけど、どうですか。

○環境課長

まことに重大なこととございまして、私どももしこの調査が間違っていれば、私自身の大きな責任問題になるろう、ただでさえ責任問題になるのかなと思っておりますし、さらに大きな責任問題になるかなと思っております、もし調査方法が間違っていればですね。今回の担当者のこういう記事、この記事が正しいとしたら、先ほどからもご指摘ありましたように、きょう委員会が終わったら、委員会の委員の方からいろいろご指摘を受けていると、今すぐでも会ってくれないかということをやって、事実関係を明らかにしていく必要があると、そのように思っております。

○熊倉ふみ子

ぜひ事実関係については、はっきりさせていただきたいと思っておりますし、また議会としても、本当にどうだったのかということとを直接現場担当者や、そのむし企画という委託を受けていたそうした業者さんのお話などについては、直接聞く必要があるのではないかなというふうな、私はそういうことを思っております。むし企画についてお伺いしたいと思いますけれども、いつからいつまで委託契約を結んでいたのか、委託金額については幾らなのか、そして金額についてはどのような基準や考案方で決められたものなのか、それについてはいかがでしょうか。

○環境課長

むし企画といっても、いわゆる法人格を持っておりません。グループの集まりで、代表者と契約しているものでございます。むし企画につきましては、平成14年だと記憶していただけますが、それ以前は違う業者が契約していましたが、14年にむし企画のある代表者がいましたけれども、それが24年ごろに代表者は体調が悪いということでかわっております。現在は、むし企画という名前ですが、また別の代表者と契約している状況でございます。14年4月より、そういうグループにお願いしています。去年の段階で1,400万程度の、年間ですね、委託契約になっています。平成15年度から平成24年度までは、若干でこぼこはありますけれども、1,637万5,000円程度の契約がずっと15年度から24年度まで交わされてきました。25年度は、区全体の25%シーリングという方針も出ていましたので、1,228万1,000円となっております。予算的にはそういうものでございます。

○委員長

熊倉委員の質疑の途中ですが、20分を経過いたしましたので、他の委員で質問がありましたら挙手願います。

○五十嵐やす子

先ほどいした委員が質問していたことに関連してですけども、結局カワニナが25匹、1匹のホタルが成長するときに必要だということで、今回963匹しかいないと想定されるということは、ここの環境は、ホタルが生息できる環境ではなかったというふうに捉えてよろしいということなのでしょう。

○環境課長

生育できる環境でないというのは難しい表現になりますが、いずれにしても餌という部分を捉えていけば、何万匹もそこで生育していく状況にはあの時点ではなかったというふうに認識しております。

○五十嵐やす子

ありがとうございます。それから、ちょっと細かいところなんですけれども、表をいただいて、黒いところとおっしゃいましたけれども、黒いところというのはどういうふうに決めて、この黒いところなんですか、どういうふうなのか教えてください。

○環境課長

この黒い部分は、自然教育研究センターの専門の方が流れを見ながら現場を確認した上で、こういうところをやればいだろうと。特に中流部はある程度集中的にやっておりますので、こちら辺は流れが比較的緩やかで、ホタルがこういうところにしやすいのではないかと、その経験則に基づいて選んだというふう聞いております。

○五十嵐やす子

わかりました。その場で見ながらということなんですよ、今の話だとね。

○環境課長

ちょっと説明が私、不足しておりましたけれども、まず事前に現場を確認していただきました。それで、図面をお渡しして、25センチ角で区画したものを現場で場所を確認しながらやりましたので、その日にそこでというよりは、事前に計画をしっかり立てて、当然委託ですから、そこで事前に資料をお渡しして、事前に測定場所を定めた上で検査をされたものでございます。

○五十嵐やす子

それから、先ほどの何の前触れもなくということだったんですけれども、いろんな立場の方で感情が変わってくると思うんですけれども、例えば金融庁とかが銀行に監査に入るときなんかは、ことしは行きますよぐらいは、あした行きますよとか、そういうのではないわけですよね。だから、そういうふうな考えれば、いろんな思いはあるんですけれども、一方では、そういうのもあり得るのかなというふうに私自身では思ったりもしています。ただ、それがベストというふうには思いませんけれども、一応その点だけ申し上げたいなというふうに思いました。

それから、先ほどホタルの成虫を持ち込んでいたというようなお話がちょっと聞こえたということなんですけれども、前回、陳情が出たときに、わからないからいろいろ調べてくださいと。いろいろ論文をいただいたので、その中で現地調査についてとか、その中でマルハナバチでしたでしょうか、いたりとか、特許の件とか、いろんなことがわからないので、実際のになんてなっているんですかということをお願いしました。

もしそれで例えばホタルの成虫を持ち込んでいたら、福島から持ってきたホタルではなくってしまうので、2012年ですか、ホタルを福島に持っていきまされたけれども、阿部さんという方は、論文の中で生物の多様性ということを生懸命説いていらっしゃるんですけれども、結果的にそうすると遺伝子汚染をしてしまったことになっているんですよ、もし違うものを持っていったら。その辺もどうなのか、あわせてお願いしたいんですけど。

○環境課長

前回幾つかお話ししましたけれど、今回、ホタルのご報告の関連ですから、蜂のことは後ほどということでもよろしいでしょうか。生物多様性につきましては、先ほど私、あり方

検討の中で、ある専門の方というか、日本ホタルの会の関係者と実は会って、ホタルの勉強をしました。現地調査もして、ホタルを大切に、自然の中で育てていこうという運動をしている方ですから、いろいろ聞いたのですが、その中で印象的だったのが、かつてはホタルをふやす、ホタルを守るみたいな、要はホタルを対象を当ててやってきたところ、最近ではホタルも守る、ホタルもふやす。要するにホタルだけではないんだと。いろんな生物を育てながら、ホタルも飛ばそうということをやっていると聞いています。

ですから、そういう意味では例えば最近の大きな流れというのは、もともとそこにホタルがいて、細々とホタルが生育していたら、そこでそれをふやすのはいいだろうと。ただ、昔、ホタルがいたからといって、どこかほかのところからホタルを持ってきて、そこに放すのは、委員ご指摘のような生物多様性の面からすると交雑を起しますので、好ましくないと。ただ、それは法律的にそこまで厳しく規制されていませんから、その方は言っていましたけれども、相談されたら、そういうことはやめたほうがいいというようなことを言っているというふう聞いています。

ですから、事実関係を私、よくわからない部分はあるのですが、福島の問題につきましては、もし板橋のホタルを持ち帰っているとしたり、もし24代続いているという話であれば、固有種として考えてもいいでしょうから、余り好ましいことではないのかなというふうに考えておりますが、その部分は確認できておりませんので、申しわけありません。

あと、他の自治体の調査にも行ってまいりました。まだ数か所なんですけど、ある自治体は、ジオトープみたいなものを整備して、1年目はうちから持っていったのか、どこから持っていったかわかりません。いずれにせよ、そこに放した。1年目は飛びました。2年目はどうしたんですかといろいろ聞いたら、2年目はほとんどいなくて、担当者の方が、自前じゃないですよ、公費でホタルを買って飛ばしましたという話を聞きました。私は、誘導したわけではないんですけど、その話を聞いた瞬間、大変ですねということを申し上げて、ことしはどうしているのかという、幼虫を買ってきて、幼虫から育てる練習をしているようです。非常にいろいろ苦労しています。大きな幼虫ですけど、今そんなことであります。

ですから、論文中で全て成功しているというような表現がありますが、私が確認した限りでは、そこではうまくいっていない事実がある。あと、ある学校に行きましたが、去年は飛んだという事実はあるようですが、ことしは校長先生というと語弊が去りますけれども、関係者の方はことしも大丈夫だという自信を持っていますけれども、果たして本当に飛ぶのかということには心配しているところですよ。

それと、かなり前にかかわった施設の方とのお話ですが、一生懸命管理して、飛ぶのは毎年20数匹ぐらいですねというような話もあります。それと、答弁が前後するのですが、先ほどホタルの会の方に聞いた情報ですと、里山なんかで復活させる場合、5年ぐらい頑張らないと、なかなか難しいという話も聞いております。そういう意味では、ホタルの飼育の毎年同じように飛ばすというのは非常に難しいのかなと。

それと、ご質問とはずれかもしれませんが、先ほどもその方と電話で聞いたのですが、本来ホタルの会とやるのは、それは構わないでしょう。ただ、飛ぶ前提でホタルの会みたいなものを運営するのは本来好ましくないと。飛ばなかったときに何らかのアトラクションを考えておくのが本来の筋ですよ。どういうことかといいますと、飛ぶという約束をやってしましますと、結局どこからか持ってきて、そこで飛ばしてしまうような話を聞きましたので、その答えが正しいかどうか、答弁がずれているかもしれませんが、最近の状況は以上でございます。

○五十嵐やす子

特許とか、その辺は。

○環境課長

特許の件につきましては、大変申しわけございません、聞き取りをいたしました。特許につきましても、私が特許に書いてあるイメージと現場を見た限りは、特許は砂とか、砂利とか、何層にもして、流れをつくっているような特許ですが、人工の川というんですか、せせらぎですけども、実際に何か所か見ると、余りそんなに砂を重ねているような状況は見

document (26)

受けられませんでした。川底がコンクリートであったり、場合によってはシートであったり、そこに石とか、砂を敷いて、あと周りに上陸用の砂ですか、あとコケとかが置いてあった状態で、見た限りは、特許の一部を使っているかもしれませんが、それを証明するのは非常に難しいと思います。

それと、特許につきまして、あるボランティアの方とこの間話したのですが、本人から特許は免除するというふうに言われているというようなことも聞いております。ただ、要綱上は免除という規定はございませんので、直接教育委員会にお尋ねしたところ、そういった特許に関する資料は残っていないということもありまして、ボランティアの方には、特許は免除するとか、関係者には免除すると言っている形跡がありますけれども、その点も含めて本人に聞いていただきたいと思いますところがございます。

○五十嵐やす子

特許のところは、本来区が持っている財産でもありますので、本当にもしそうだったら問題になると思いますので、その点は確認してほしいなと思います。わからないことには何も判断ができないので、一つひとつそういうのを積み重ねていって、初めていろいろ判断できると思っていますので、そこはしっかりとお願いしたいと思います。

それから、先ほど1,400万円ということだったんですけど、すみません、私も勉強不足であれなんですけど、委託するときというのは、そういう個人のグループというのに委託しているというのは、ほかでもあるんですか、そのくらいの金額を払って。

○環境課長

個人とのそういう契約があるかどうか、私ども把握しておりません。先ほど金額の面で間違いがありましたので、訂正させていただきますと、24年度までは1,600万程度の契約金額で、25年度は1,473万7,000円で、先ほど私、25年度が1,200何がしと申し上げましたが、それは4月から1月までの契約解除するまでの間で、プラスアルファで2月、3月が自然教育研究センターに委託契約していますので、24年度までは1,600万程度、25年度が1,400万程度の契約金額になっております。

○五十嵐やす子

それで、そのくらいの契約をしながら、発表しているのは、2万2,000から1万7,000匹が飛んでいるということで、そういう契約だったと思うんですけど、私なんかはぱつと見て、ホテルって数えられるんだと思いながらいたんですけど、例えばバードウォッチングみたいにやっている。どうやって数えているのかなと思いつつも、質問しなかったのがいけなかったと思うんですけど、もし本当にこれだけなくて、そのくらい契約していたとなったら、それはそれでまた別の問題も発生してくると思いますので、委託のことも資料とかいただけたらと思います。

○環境課長

委託契約に関する契約書、仕様書については、資料として提出させていただきたいと思っております。それと、今回そういった金額で契約している、業者を変えたわけですが、その理由について、あえてご説明させていただきますと、当初、業者へのヒアリングにつきましては、全て担当者の指示でやっているんだと、代表者にヒアリングしたんですね。詳しいことはよくわからないような発言をしていました。今回、もし業者が適切に業務を行ってれば、何万匹のホテルが水の中にいるはずなんです。いないということは、業務ができていないということで、約款の規定を使って、即刻解除ということをやったものでございます。

○すえよし不二夫

そもそも論から入っていきたいと思います。まず、今回の調査に当たって、廃止を含めた施設のあり方について検討するという未来創造プランがあるから、生息調査をやった。廃止を含めた施設は何かということ、廃止ありきじゃないかと私は理解しているんだけどね。というのは、行政評価で区の方の資料を見ると、事業を取り巻く環境の中でアンケートを行っているんです。入場者の91.8%が大変よかったと。満足度は高く、92.4%がまた次回も見たいと感想を寄せていると。これについて、全国で数少ない貴重な施設等で、ホテルの飼育については、夜間特別公開に関する問い合わせが多いため、関心の高い事業であるというふう非常に評価している。アンケートを含めた上で評価しているというのが行政評価の環境評価なんです。

その間に所管課長のほうでは、現在の課長ではないと思うんだけど、前の課長、施設の老朽化や属人的な能力に依存し、施設運営について引き続き廃止を含めた検討をする必要があるというふうには、ここでも廃止の方向を所管課長は打ち出しております。しかし、その次の有効性の視点による評価、手段の工夫や協働の取り組みということで、区が行う妥当性や必要性はありというふうには評価しております。事業主体の役割分担も妥当である。手段の工夫の余地は最適であるという評価をしております。

そこで、文章上は、生態環境、生物多様性の大切さを体験できる施設として有効であると。特別公開時などでは、地域住民やボランティアと協働した運営を実践していると、これも非常に評価した施設です。最後のほうになってくると、外部評価の行政評価委員による評価というのは出ていない、斜線です。区の最終評価が、引き続き廃止の方向を含めた検討を進めること。常に公開施設にふさわしい事業運営に心がけることというような文章上の評価になっていますけれども、これを見ても非常に前向きな表現もありますけれども、廃止の方向の意見も区の所管課長であるといいつながら、私はまだ廃止は決定していないという段階である。28年の3月に結論を出すような方向になっています。

だから、現時点においては、区の方の文章だから、執行権の範囲内だといえ、そうだけれども、議会はまだ同意していないというふうには私は理解していますけれども、いかがですか。

○環境課長

ご指摘のとおり、そもそも今回のあり方に当たっては、課としては存続を模索してきたわけですが、行政評価や未来創造プランの中で最終的には区としての方針が出ましたので、それはそれとして、課として受け入れざるを得ないだろうというふうには考えております。それで、前提となるのが、前回陳情でもご説明しましたが、施設がかなり老朽化していて、そこでは建て直しもきかないということと、あと技術の継承が難しいと。きょうは答弁では申しておりませんが、本人にも了解を得ておりますけれども、現時点では技術継承も云々というのは、本人は退職届を出しておりますので、そのことについては技術継承自身が非常に難しいと思っております。

また、財政的な面からすると、区の今のプライオリティーというのは、教育であったり、福祉であったり、保育であったりというところで、大部分の予算が使われておりますから、施設そのものの否定とか、ホテル生態環境館のやってきたことは決して否定するものではないと、一定の評価は十分できていると思っておりますが、区としての最終的な判断としては、廃止を含めたあり方を検討することで方針が出されたものでございます。ご指摘のように、まだ結論は出ておりません。ただ、私どもとしては、あり方検討を進める中では、4月から5月ごろには一定の報告を議会にしたいと考えております。

○すえよし不二夫

結論を出すに当たっては、現在は廃止を決定していないということですが、区としては廃止を含めた検討をしたいという話です。しかしながら、それに当たっては、区民の声や議会の声を聞かなければならない。当然だと思うんですけども、いかがですか。

○環境課長

当然なことだというふうに、ホタルの廃止のあり方も含めて、あらゆる部分において、議会の皆様のご意見、区民の皆様のご意見を聞いた上で、政策の優先度の中で決まってくるものだと思っております。

○すえよし不二夫

そういうことを前提にして、調査の関係で聞きますけども、ゲンジボタルが2匹いたと。この大きさは何ミリ程度だったのですか。それから、卵の状態というのはわからないのか、その辺はどうですか。

○環境課長

当日見つけたのは、先ほどご説明しましたように、去年の段階で本来は成虫になってよかった幼虫でございまして、要するに飛んでも十分可能だったんですけども、生物の中の不思議と申しますか、その年は成虫にならずに、もう1年越しているような状況で、大きさは大体2センチぐらいでした。卵自身が0.5ミリ程度というふうに言われていますので、先ほどのサーバーネットの網目が0.5ミリですから、もし卵があったとしても、抜けるのもあるかもしれませんが、あそこに十分に網にひっかかるような状況にあると認識しております。

○すえよし不二夫

卵状態も見つからなかったということですか。それから、2匹というのは、27調査区画の中の一つに入っていたのか、27のうちの何か所かで1匹ずついたのか、その辺はどうなんですか。

○環境課長

27か所の中で1か所に2匹いたというものではございません。報告書の中では、どの箇所で見つかったということでは、もしよろしければ、お時間をいただければ調べさせていただきますけれども、よろしいですか。

○すえよし不二夫

そうすると、27区画の1か所か2か所にいたんだと。2匹だから、それ以上はないわけですね。27区画の中にはいる可能性もあるし、いない可能性もあると。だから、23匹というのは、あくまでも推計値だから、これがうんと下がる場合もあるし、上がる場合もあるというふうには私は理解するんだけど、その辺はどうですか。

○環境課長

数値に対する考え方は、ご指摘のように推定数でございますから、場合によっては、2匹だけかもしれませんし、もっといる可能性もありますが、ただ現在、我々ができ得る範囲の調査は、この調査しかないと考えておりますので、推定数としてはそれぐらいの信頼性があるのかなと思っております。あと、とれた部分でございますが、この図面の上流部で1匹、中流部で1匹とれたものでございます。

○すえよし不二夫

そこで、(4)の2)に書いてあるんだけど、ホタルがいる可能性の高い代表的な区画というのは、外から見てわかるんですか、そこを調べたと書いてあるんだけど。

○環境課長

代表区画というのは、自然教育研究センターのこれまでのホタルに対する蓄積されている経験、技術、またそれ以外の部分でも、さまざまな公共施設で管理しておりますし、そういった生き物に対する知識は十分持っているものと考えております。ある程度は、とるときには1か所に固まるということではなくて、ある程度全体でとるとということと、私が聞いた限りでは、例えば中流部あたりが一番いる可能性があるということ、中流部に調査を少しほかの地点よりは集中してやっているというふうなことで考えております。

○すえよし不二夫

それで、新しい委託先への委託契約の手続は、随意契約でやったのかどうか、先ほど菊田委員の中でも答弁があったんですけど、その辺は説明がなかったので、聞いておきます。それなりの実績のある研究センターだというふうに説明なさるだろうと思うんですけども、そうなのかということです。それから、現在はどのようにしているのか。推計値の23匹の管理、あるいはせせらぎの管理、カワナナの管理、それから26年度についてはどのような方向でやっているのか。

○環境課長

まず、契約方法につきましては、随契でやったものでございます。これにつきましては、ホタルの生育に関してのこれだけの経験を持っている業者はいないだろうと考えております。現在の管理ですが、教育センターは、まず2月1日から実際の管理業務を受けたわけですが、まだ2月1日はボランティアの人にも出ていただくといいことで通告しておりましたので、引越しというんですか、非常にざわついている状況の中で、なかなか飼育室には入れないような状況でした。

現在、行っていたいてわかるんですが、ほとんど持ち込んだ資材だったということがよくおわかりになると思います。ほとんど資材がなくなっているような状況です。ただ、水槽とかはあります。せせらぎはもちろん手がつかない状況で、外にはごみがうず高く積もっているような状況で、これについてはなるべく早く適切に処理したいと思っておりますが、現在、そういったせせらぎの管理とかは、同じように水温をはかっていたりとか、あと流れを見ていただいたりとか、流れの量だとか、そういうことでやっていただいておりますし、当日見つけた成虫2匹に関しては、水槽に入れて、下に砂を入れて、その中に2匹入れてあります。そこに餌を入れて、2匹については、流れに戻さずに、回収した状況で今飼育しているところでございます。

来年度の契約につきましても、この業者をお願いしたいと考えております。

○田中しゅんすけ

1点だけ、今までの答弁の中で聞かせていただきまして、確認したいことがあります。ホタル生態環境館、先ほど課長の答弁の中から毎年どれぐらい飛んでいるのかということで、数字的には定かでないというようなニュアンスで私は受け取ったんですけども、毎年、生息状況をホタル生態館からしっかりと平成2年から状況について報告を受けているのかどうか、まずお聞かせください。

○環境課長

数値については定かでないという答弁にとられたようですが、あくまでも担当者から報告を受けているので、数値としては、今となっては、これがどうなのということになりませんが、当時報告を受けた数字は、私どもはその数字が正しいものだとして認識しております。それと、基本的に担当者からは、また業者からも、業務報告書のようなものが上がってきておりますので、それによって、行われている業務を確認していたというのが実態でございます。

○田中しゅんすけ

であるならば、例えば去年は何匹生息していたかというような、去年の報告は上がっていますか。

○環境課長

去年というか、25年10月でいいですか。

○田中しゅんすけ

25年度だと、今、報告書が上がってくるはずですよ。

○環境課長

いずれにせよ、飛んでいたホタルの数ということでご報告させていただきます。これは資料としてお出しできますけれども、平成2年度から24年度までずっと数字が上がっております。先ほど申し上げましたように、ゲンジボタルが24年度は4,681、ヘイケが1万4,819匹で、合計すると1万9,500匹のホタルが飛んでいたという報告はありますけれども、それとはまた別の報告として、私も数字的にはちょっとびっくりしたのですが、25年10月現在でゲンジボタル、ヘイケボタルが幼虫として合計すると100万匹程度いるという報告も受けております。

○田中しゅんすけ

それはぜひ両方も資料でいただきたいと思います。別の報告って何ですか。報告って、2つも3つも上がるものなんですか。

○環境課長

私の認識としては、それだけの数が出て、生物ですから、途中で亡くなってしまいうような、幼虫が最終的に飛び立ったのがそういう数だと、100万匹程度いたというふうに現時点で報告いただいておりますので、その程度いた幼虫が最終的に飛び立ったのが、約2万匹程度の幼虫が成虫になって飛び立ったというふうな理解でございます。

○田中しゅんすけ

すみません、私、そこら辺の知識が薄いものですから、教えていただきたいんですけど、大体2万匹飛ぶには、100万匹の今の報告にあったような幼虫というか、卵というか、飛び立つのは実際問題毎年毎年それだけの幼虫がいるべきだと考えてよろしいのですか。

○環境課長

その部分については、私自身勉強不足でございまして、担当者に一度しっかり聞いてみたいと思っておりますけれども、こういった報告が上がってきて、そういう報告として受けとめていたということでございます。

○田中しゅんすけ

確認もそうなんですけれども、ホタルをいろんなところで生態に関して調査されている、もちろん研究家の方もいらっしゃると思いますので、その研究家の方に大体通常2万匹だと、どれぐらいのキャパがあるんですよというのは容易に教えていただけるような事実なのかというふうに思いますので、その事実も含めて、ぜひご説明いただきたいと思いません。

○環境課長

ご質問の部分は、なかなか今、答弁では難しい部分がありますので、この数字を何人かの専門家と言われる方に見ていただいて、現実的な数字なのか、そこら辺は調査させていただきたいと思えます。

○田中いさお

何点が質問させてもらいたいと思います。今回の結果につきましては非常に残念だということに感じているところです。まず、数がいなかったことと、あと調査方法ですね、ちょっと乱暴じゃなかったのかなというふうには私は認識しています。先ほど菊田委員からお話があったように、調査会社が本当にホタルに精通しているかという部分も含めて、ホタルが相当数流されたというわけもありましたので、昨日も現場に行ってきた、見せてもらいまして、感じたところも述べさせていただきたいなと思うんですけども、今回、結局流されたという部分で、どうも言われているのは、定点でとったものをジップロックに詰めて、どんどん調査対象にして、白いトレーの上に粗いざるにあけて、ピンセット等を使って調べて、調べ終わっていないから、それを下水に流したということ、それを流したとどうも言われているように私は感じています。先ほど言った網目が詰まって流れたとか、そういうことではなくて、そういうような話もあったので、そういう部分もあったので、現場のほうに行かせてもらおうかと思ったんです。

調査会社、実は足立にホタルの視察に行ったときに、そこでレクチャーを受けた方がきのう板橋の施設にいらして、この方が調査したなら、細かく説明していただいた方なので、信憑性はあるんだろうと私自身は客観的には感じました。その方が白いトレーを一つずつ調べて、下水に流した、流してないはあると思うんですけども、その件に関しては、でもせせらぎを一生懸命管理していた方々の心情面に立てば、調べ終わった水も本当はせせらぎに返してあげたほうがよかったのかなという感想を持っていますが、その件はどうですか。

○環境課長

私、事前によくご説明すればよかったんですが、私も当日立ち会っておりましたので、まず網に入ったものをビニール袋に入れます。これはせせらぎ内でやりました。それを外に持ち出して、屋外でテーブルの上に白いパットを置いてあけます。そこに何を入れるのかなと思ったら、外せせらぎでとったものは外せせらぎの水を入れました。ハウスの中のとったやつは、ハウスの水を持ってきて、そこに入れて、ピンセットを使うのは、当然な

が、より分けるためですから、挟むためというよりは、正確に見るため、終わって、最初気づかなかったんですけど、また袋に入れて、袋か、パットかわかりませんが、持っていくんです。どうするのかと思ったら、またせせらぎに戻しているんです。せせらぎからとってきたごみも含めて、カワナナの殻も含めて、水も含めて、同じところに返していますので、下水に返したということはありません。

○田中いさお

その件は、僕と見解が違う。実はそういう流している動画を一部見た経緯があるので、この件はまた後日ということで、是非に関しては、流した、流していないに関しては、また再度やりたいと思います。

新聞報道等でも取り上げられている現状で、ホテルには非常に関心が高い板橋区でもお金をかけてきた重要な施策の一つだったと思いますので、それは当然のことと思います。今回の調査に関して、板橋区の見解としては、法にのっとって、しっかりやりました。ただ、先ほども他の委員からも話があったとおりに、今、この時期は小さいので、下のほうに流れた、調べられなかったのではないかという話も出ているということで、僕、現場に行き行って感じたんですけども、あのせせらぎは人工のせせらぎで、結構深さがあるんですよ。ですので、ある意味、元館長が言われている奥に潜ったということは、決してあながちうそではないかと。ただ、板橋区が調査した方法もうそではないと、両方にいい顔しようとしているということではなくて、思っていると思います。

問題なのは、乱暴に調査してしまったと僕は感じています。ちゃんと館長のいる前で、こういう調査方法でやりますと、最後まで見届けてくださいと、そのせせらぎをずっとかかわってきた無償のボランティアの方々もいっばいいるわけです。そういう方々をないがしろにして、また元館長をシャットダウンして、そうやらなきやならないという区の考えもあるんですけども、本来ならちゃんと当事者を立ち会わせて、目で確認させながら、調査して、これだけの数だったよと、ちゃんと本人の話を聞きながらするべきだったと僕は思います。

それで、勝手にこのような対応をしたから、元館長は話したくないと感情的にきつとなっちゃっているんでしょうね。だから、そこら辺を本当はもっと丁寧にするべきだったなというふうにご感想を持っているんですけども、その件に関してはどうでしょうか。

○環境課長

先ほどからも何度か申し上げていますが、私どもとしては、お知らせしないで自然な形でやるのがよかったと考えた次第でございます。それについてのご批判はあろうかなと思っております。そうした方法がとれなかった状況というのは、あの館の中でなかなか私自身、管理責任者としての管理能力、こちらからのいろいろなお話に従っていただけような状況もありましたので、そこにはリスクがあるのかなと思って、そういうことを行った。当日、本人もしばらくして来ました。いろいろ話していましたが、本人は、あとせせらぎの網が詰まったときに来て、ごみを流したり程度で、全然調査を隠しているものではございませんし、ある報道の方は来て、ずっと見ていましたから、そういう意味では本人が立ち会うという、合わせてというのでもいいんですけども、そうであれば、ぜひ見てほしかったというのが今の気持ちでございます。

○田中いさお

この件に関しては、各委員がそれぞれお話ししているところで、また後の陳情もあることですが、ここで非常に心を痛めているのは、そこに携わってきた一般のボランティアの方たち、区の責任だと思えますよ、急速こういう形にガサ入れみたいにして、乱暴なやり方をしたと僕は感じていますから。ただ、区の見解もそうせざるを得なかったというのがありますけども、この板橋区のためだったり、ホテルのためだったり、多くの民間の方が協力して成り立っていたと思うんです。区に協力していたと思えますよ、この人たちは一生懸命。それを大事にしていたせせらぎに前触れもなく土足で踏み込んだと言って

いるわけですから、そこはそういうボランティアの人たち、今までやってきた苦労もあったと思いますので、ぜひ誤解を解けるように今後努めていただきたいのと、先ほどいした委員もお話ありましたけど、ぜひ当事者の元館長の説明をしっかり受けていただきたいと思いますが、これを最後にします。お願いします。

○環境課長

今回のことにつきましては、一部ボランティアの方から、ご指摘のような検査方法が乱暴であるというようなご意見もいただいております。また、過去に地元で携わった方からは、あの数値をそのまま受け入れていただいているような状況もございます。先ほど電話でもお話ししました。ですから、あの数字を受け入れていただく方とそうでない方がいるという現実なんですけども、そこら辺は誤解を解くということになってしまいますと、私どもが全て正しいということになってしまいますが、少なくとも我々が行った検査方法について、しっかり説明していきたいと思えますし、ホームページ等で情報をオープンにしていて、理解いただきたいと思っています。

あと、ご指摘の点につきましては、担当者とかと会って、話を聞くと、これは私もぜひやりたいと思っていますし、それが私どもの責任だと思っておりますので、そうしない限りは、区民の方に説明ができないというのが私の現在の気持ちでございます。もし担当者の方とお会いできることがあれば、説明に行っていきたいということも言っていたら、こんな助かることはございません。

○高橋正憲

一通り皆さんやったので、私も質問させてもらいます。僕は一番大事なことというのは、先ほどすえよし委員も言ったけど、施設がどのような行政評価をしているかということなんです。それを抜きにして、どうのこうのというふうに言っているけども、明らかに先ほどすえよし委員が言ったように、区民や見た人が大きな評価をしているわけです。それをあり方検討委員会なるものが、先ほど言っていましたよね、すごい気に食わなかったのは、教育とか、保育園とか、そういうものに金がどんどんかかるんだと。そういう中でホテルがあって、ホテルはあり方検討委員会の中でなくなるんだと、そういう発言していたでしょう。本当なことです。そんな発想というのは、僕は聞いたことないですよ。今まで20数年間、ホテルの活動をやってきたんですよ。僕は最初からわかっていますよ。僕は、昭和62年に議員になったときから、ずっとかかわってきましたから、それ以来、ホテルの評価というのは高いですよ。

今、まさに原発問題で、放射能がどんどん漏れちゃって、自然環境が破壊されるという中で、どういう環境をつくっていくんだという中にまさにホテルというものがあるわけでしょう。あれをすぐつくれと言っても無理ですよ。でも、あれを一つ見本にして、環境問題を考えて、そういう関係をしていこうという一つの材料であるわけでしょう。もちろん癒やしもありますよ。だから、多くの皆さんは、それに対して評価を与えてきたんですよ。そういう区民の声が反映されない。あり方検討委員会というわけのわからないところでこれは必要ないよという話になっちゃって、その方向性で今回は非常に私も問題に思っているのは、そこにいる施設長とかに一切電話をしないで踏み込んだというわけだよね。それはまさに不信感の塊でしょう。言ったら何かごまかされちゃうんじゃないかと、何かされちゃうんじゃないか、だから踏み込んだじゃえ、やっちゃえ。これというのは、僕は非常に問題だと思えますよ。NPOとか、みんな協力してくれる人とか、社員とか、職員とか、係長、課長とか、そういう中の信頼関係の中で仕事というのに行われているでしょう。それが職員を全く信用しないで踏み込んでいって、結果的にはこうでしたよという話なんです。こんな話ってあり得ないですよ。

まして、せせらぎというのは、20数年間、試行錯誤してつくってきたものなんだよ。わかるでしょう、それは。それを一瞬で踏み潰すわけですよ、土足で入っちゃうんですよ。そういうことって、誰が見たって、聞いたって、おかしいと思うよね。いいですよ、査察みたいに見えるけど、書類とかなんか、急に行き、ごまかしているんじゃないかとべらべら見るのはいいよ。だって、実際に生き物が生きている、そういう20数年間かけてつくったせせらぎを土足で入って潰すんですよ。そういうことというのは、先ほど国交省の規定

の0.5の網だと言ったけど、僕は信じられない。

それと、もう一つ、ボランティアとかの人からもらったホタルの幼虫という、これが本当にホタルの幼虫、僕はごみとしか見えないんだけど、これが成虫だとしたら、0.5の網からは十分逃げられる。だって、0.1とかないんだもん、よく見てみな、これが本当に成虫だとしたらよ。見てください。本当に1ミリぐらいの長さで、太さというのは本当に小さいですよ、これが本当だとしたらよ。これだったら網から十分逃げられますよ。そういうふうには感じますし、皆さんも多分これを見たら感じると思います。

それに今回、1月27日に行ったというんだけど、調査する日程とか、時期とか、そういうものを考えたら、それは本当にいい時期だったんですか。僕は何か臭くてしょうがないんだよ。臭いというのは何かというと、要するにこの施設を潰すんだと、なくすんだと、そういうのが頭の中の前提にあるから、何やってもいいんだという、そんな雰囲気であそこに踏み込んで、めちゃめちゃにしているような、そんな感じがしてならないんです。僕は、あそこを潰せろは、非常にきれいで、水を飲んだりして全然害がないぐらいのそういう部分だから、できる限りああいうところに踏み込んで何かするということは、してもらいたくないし、普通であれば、手塩にかけたというか、そういう職員がいるのであれば、職員と十分に話をしながら、調査するという事ではない、先ほどから、そうじゃないんだ、正確なものを知るためにはそうなんだという話をしているけど、そんな理屈は通らないですよ。

だって、いつ行ったら、いるものはいるし、いないものはいないでしょう。だったら、正々堂々と職員と何で対峙してやらなかったんですかというのが、どんなふうの説明を受けてもわからない。これはまさに職員との間で全く関係がゼロの関係ですよ。でも、これもあり得ないですよ。係長、課長がいて、職員がいるんだから、やっぱり管理責任というのはちゃんとやるわけでしょう。今まで受けていた何万匹というのを信用してきたというんでしょう。何で今回だけはそういうことでなくて踏み込んだかということ、そこにはあり方検討会で廃止するんだということがあるから、何としても、できる限り少なく捕獲して、これしかないんだから、だめなんだよということを逆に知らしめるというか、ちょっと歪曲した意見かもしれないけど、そういう心の底というのが何か見えてくるんだよね。

僕は一般論を言っていますけど、一般論でそういうふうを感じるんだから、多分ちょっとかわってきた人とか、ホタルいいなというふうに思ってきた人というのは、ほとんどこういう考え方だと僕は思いますよ。そして、このことについては、ボランティアもそうだけど、町会も、高島平、高島町会の人方もみんなかわってきているんですよ。例えば公開のときには、ちゃんとみんなを整理したり、一生懸命やってきているんです。感謝状ももらっているんですよ。僕は保育園もふやさないし、教育にちゃんとお金をかけないし、こういうふうにも思いますよ。でも、ホタルだって、もう少しちゃんと整理して、今回は職員が質問したのもいいなと思っただけなんですけど、必要なところにお金をかけるような形できっちり運営することができる。足立区だって、人がやっていたのをちゃんと組織的にやることによって、そういう人がいなくなると運営できるようになった。

このことについては何回もやっていますよ。1人じゃだめだから、ちゃんと技術とかなんかを継承できるようにきんちゃんやっとなかきやだめだよ。そういう話というのは、きのう、きょうじゃないですよ、こういう問題が起きてからでないですよ、以前からずっとやってきている。そういうことをやらないのは、逆にいうと、この施設をここだけでやめちゃうんだと、だからなるべくそういうようなことをやらないほうがいいんだというようなイメージに聞こえてきちゃうんだよね。本当に今、行政評価が言われているように、必要な施設であるならば、少なからずちゃんと技術とかなんかを伝承できるような、そういうような形というのは、管理責任としてやるべきでしょうというのは、ずっと昔から言っているよ。それも今までやられてこなかったわけでしょう。

それと、もう一つ、非常に重要なことで、初めてというか、幼虫を持ち込んでいたという話がありましたよね。これはもちろん重大な話なんだけど、これはちゃんと持ち込んだという事実とか、幾らで持ち込んだとか、そのようなものはきちんと押さえているんですか。そういうものを含めて聞きます。

今、3点ほど答弁させていただきますが、まずその写真の真意はわかりませんが、1月27日、飼育室内の水槽に成虫がいるというような話がありましたので、委託業者にそうであれば見せてほしいということをお願いしました。一生懸命虫眼鏡で見てくださいけれども、まことに残念ながら、成虫を私は確認することはできませんでした。それが1点目。

それと、大きさについては、これは生体環境館でつくっているパンフレットです。ですから、これは動かしがたい事実で、これを見ますと、もし写真の幼虫が1.何ミリであれば、ちょうど幼虫として、大きさ1.5ミリの時期は、卵は1か月で幼虫になり、すぐ水中に入って生活を始めますということは、6月か7月に生まれた卵は、7月か8月には1.5ミリぐらいですから、今いる幼虫はさらに大きくなって、例えば3月、4月には2.5センチの大きさになると書いてありますので、1センチ前後の大きさになるのではないかなというふうに考えておりますので、その写真の真意は、私は確認しておりませんので、わかりません、申しわけございません。それがまず1点でございます。

あと、先ほど申し上げましたけども、網目は0.5ミリメッシュですから、ここにも書いてありますが、大きさ、卵が0.5ミリと書いてありますので、通る卵も、もし卵があれば、今の時期、卵はないです、確実に。卵があったとしても、恐らくこの網ではとれるかなと思っております。それが2点でございます。

あと、人のことについては、ご指摘のように、これまでも後継者の育成みたいな話が出ていたというふうには認識しております。ただ、結局きょうまで来てしまったのが現実かなと思っておりますが、実際、職員、また委託業者へのヒアリングの中では、一つひとつの作業の指示は担当者からはあったんだと。ただ、機械の歯車のように、この仕事だけをやるように言われて、いわゆるホタルの飼育の技術というんですか、そういったものをやるように言われた、もしくは教えてもらったことはないという聞いておりますので、そういう職員が、正規職員ではありませんけれども、再雇用なり、再任用なり、非常勤の職員を配置した経緯の中では、残念ながら、そういう人に技術は継承されていなかったと認識しております。

あと、持ち込みにつきましては、現在そういう関係者の証言があるということで、私も最終的な確認はしていません。ですから、買ったのか、有償で持ち込んだのか、そこら辺も確認できておりません。それはそういう証言があるということで、今回の事実を聞いた関係者の方からすると、そういうことで私は認識しているということですから、今後、そこら辺を含めて、担当者との面談の上、事実関係を解明していきたいと思っております。

○高橋正憲

技術の継承について、今、何か人ごとのように話しているけども、担当課だよ、そのように承っていますというところでなくて、僕はやっぱり担当課長というのは、ちゃんと現場に行って、そういう指導をするとか、そういうのが必要だろうというふうには思うんだよね。

それと、もう一つは、持ち込んでいるかどうかというのは、まだ確認していないと、そういう話だという話だけ、そういう話をし出したら、切りがなくなると僕は思うんですよ。だから、やっぱり課長あたりが発言するときには、持ち込みましたと、どここの業者から持ち込みました、1匹幾らですよとか、そのようなものがあって、持ち込んでいますよという話をする方がいいけど、ある担当からそんな話を聞きましてという話だったら、それこそ話にならないでしょう。課長の話の大事さというのは、課長だからね、担当の。そういう課長が「持ち込んでいました」、こう言っちゃうと、持ち込んでいましたという話になっちゃうんだよね。だから、一つひとつの話というのは、慎重に慎重を期して事実をきちんと僕はこういう委員会でも言ってもらいたいと思います。

先ほど網目の問題がありました。それはいいですけど、要するに何でこの時期にそういう話、そういうふうには職員も入れないでやったかという話については、僕は先ほど言ったように、よくわからない。それと、行政評価をどのように捉えているのか、このことについてはほとんど区長の答弁にもないんだよね。しば議員の質問に対しても、評価という部分ははっきり言っちゃうけど、しば議員も行政評価については全然言ってくれない、組み込んでくれないという話をしている、出ていますけど、そういうのは生かされていないですよ。あり方検討委員会ですらなっちゃったから、それに向けて一直線に進ん

document (26)

でいるという、そういう状況というのは僕はおかしいと思うんだよね。やっぱりみんなの声というのが反映されてこそ、初めて区の行政だと思うんだよね。何がやることだから、お金はかかるんですよ、何やっていたってか、それでしよう、何だっかってか、それでよ。それを効率的にやるかどうかというのは、みんなで議論してやっているわけですよ。

だから、要するにホテルの事業というものが、本当に必要なかどうかということをもみんな議論して、必要だったら、お金をかけてもきちんやりましょうという話でしょう。今までの区の姿勢を見ていると、要するに僕がここに入社した昭和62年のときに、あの施設は学童クラブの施設なんだよね、プレハブで。ですから、あれから30年だから、もっと40年ぐらいいたっているのかもしれないけど、そういう施設をずっと使ってきているんですよ。だから、僕は生態館をつくれという話で、質問もずっとしてきた。生態館をつくるという話は、区長の答弁からいただいたこともあるんですよ、パブルがはじける前あたりに。ところが、はじけちゃって、だめで、とうとうあそこに会議室をつつくってもらったという経過もあるんだけど、でも僕はあの施設は大事だと思いますよ。

熱帯植物館がありますよね、あそこに新しくつくったやつね。あそこに行って、熱帯のきれいな魚を見るんだけど、それよりもあそこの施設のほうがおもしろいですよ、生態館のほうがおもしろい、実際問題として。いろいろと見ると実に興味深いですよ。確かに幼稚園児とかなんかが向こうのほうのきれいな熱帯館の魚を見ているんだろうけど、僕なんかはそういうふうには思っていますよ。

ですから、僕は非常に言いたいのは、やっぱり区民の声をきちんと反映して、そして事業というものは進めたいべきだということと同時に、職員との信頼関係、こういうものをきちんと構築していくことが僕は非常に大事だと思いますよ。あの施設だって、20数年、30年近くの話だから、歴代の管理者もかわってきているわけだよ。だから、今そうなったから、全部あなたの責任だなんていうことは僕は言いませんよ。でも、やっぱりあの施設が大事であるならば、きちんとした対応をとってくださるというのが、僕は区行政だと思えますよ。だから、あのままだったら、あんなプレハブのもの、プレハブで30年も40年もたてば、朽ちていく、汚くなるという話ですよ。よくあそこまで持ちこたえてきたなと僕自身は思いますよ。

ですから、そういうような要するにさっき言った行政評価、どのように考えるんだと。区民の声をどう反映させるんだと。あの行政評価からいったら、どのように発展させていくんだというような考え方に僕は立てると思うんだよね。それが何でやめちゃうんだという発想になるのかというのが僕はよくわからない。これについて伺います。

○環境課長

まず、1点目につきまして、区民の声を反映すべきだというご指摘につきましては、これはホテル生態環境館に限らず、当然のことかと思っております。ただ、どこまで反映できるかというのは、その時々々の財政状況や政策の優先度によって決まるものかなと思っております。

行政評価につきましては、前回の陳情のときに、今回のような未来創造プランで最終的に位置づけられた経緯について説明しましたが、改めて確認させていただきますと、まず行政評価の一次評価は、これまで区が行ってきた事業をNPO法人等に引き継げないか検討する、また施設の老朽化が進んでいることから、他施設への移転を含めて検討するというところで、所管課としては、どなたかに引き取ってもらえないか、どこかに移転できないかということで出したものでございます。ただ、これについては、外部評価からは、中長期的な視点に立てば、施設の老朽化や属人的な能力に依存した施設運営がされていることから、建てかえを機に廃止されたいとし、休廃止と評価になりました。外部評価からは、建てかえをするなら、それを機に休廃止としたらどうだろうということでございます。

ただ、外部評価の意見を受けて、最終的に区としての最終評価になりましたが、こちらについては二次評価としては、厳しい財政状況を鑑み、廃止の方向を含めた検討を進めることとし、休廃止の評価となりました。それで、最終的に区の基本計画といいますが、区の計画ですね、未来創造プランの中で、先ほどから申し上げていますように、行政評価結果を踏まえ、施設の老朽化とホテルの技術継承の難しさから、廃止を含めた施設のあり方について検討するとなっておりますのでございます。

所管としては、前回の陳情のときもご説明しましたが、私どもの施設の運営等を引き受

ページ(27)

document (26)

けていただける第三セクター等があるようであれば、お願いしたいと思っておりますし、区の直営が非常に難しくなったという意味では、廃止を想定したことも考える必要がありますが、一応そのように考えているものでございまして、最終的にもそういった部分の実現しないのであれば、ホテルの命に関しては、ホテルを引き取っていただくということは今後考えていく必要があるかなと思って、これは陳情のときの答弁と同じような考えでございます。

○委員長

高橋委員の質疑の途中ですが、20分経過いたしましたので、他の委員で質疑がありましたら拳手願います。

○熊倉ふみ子

先ほどの続き、その前にですね、忘れないうちに資料請求をお願いしたいんですけれども、むし企画と自然教育センターの契約書、仕様書については、先ほど資料を出すというふうでしたので、それにつけ加えて、今回行った生態調査の実施した結果というのは、もっと厚い資料であったと思うので、それについての報告書をください。

それと、先ほどちょっと伺ったんですけれども、ホテル館の予算の内訳、委託費を除いたもので、それとあわせて委託費を除いて、ホテル館がどのようなものを買っていたのかというふうな、そういったわかるものを資料としていただきたいと思っております。まずは資料をお願いしたいと思います。

それと、むし企画のことなんですけれども、阿部さんと一緒にずっと何十年も仕事をしてきたわけですから、阿部さんの仕事ぶりというのはよくわかっていらっしゃると思うんです。今回の一方的に区が契約を解除したということで、これもちょっとめったにないというか、これも異常な対処だなというふうに感じました。いつの時点で誰が判断して、誰がむし企画にどのような方法で一方的な契約解除をしたのか、そのことについて。

○環境課長

資料については、後ほど提出させていただきます。

あと、むし企画の解除に関しましては、約款の中で11条に、甲は区ですね、乙は代表者になると思うんですけど、次の各号の1に該当する場合は、その契約を解除することができる。この場合において、第1号の規定により契約を解除するときは、何ら催告を要しない。要するに即刻解除できるという規定がありまして、その即刻解除できるところに、契約を履行しないとき、または履行する見込みがないと甲が認めたとときという、その部分を使ったものでございまして、その部分につきましては、先ほど申し上げましたが、ヒアリングの中で受託者であれば、当然のように答えることができるようなことを、私どもの質問に答えることができておりません。

それと、もう1点は、受託者として適正に仕事をしていただければ、せせらぎの中に幼虫がたくさんいるはずですよ。ところが、幼虫もいないということであれば、仕事ができていると私どもは判断したものでございまして、それについては、課から契約管財課に文書を出して、契約管財課からそういった通知が行ったと認識しております。

○熊倉ふみ子

通知ということとは、つまり文書で行ったということですか。まず、すみませんけれども、まず電話で契約解除いたしますよというふうに伝えたか聞いていらっしゃるんですけども、だから電話で伝えたときの話と、文書でというと、時間差があると思うんですけども、どうですか。

ページ(28)

○環境課長

説明をもう一度させていただきますと、環境課長名で契約管財課長宛てに契約解除の依頼をしたものでございます。それと、実際には、区長名でむし企画の代表に契約解除の通知が出ております。内容証明等で、たしかやったと聞いております。それとは別に、環境課から電話で当日連絡もさせていただいております。

○熊倉ふみ子

当日、電話で連絡したときのむし企画さんについての返答はどうだったのか。一方的な契約解除ということでは、むし企画さんについても、1,000何がしの仕事を失うわけになるので、大変なことだろうと思うんですけど、その点についてはいかがですか。

○環境課長

当日の電話の通知に関しましては、「わかりました」ということで終わったというふうに聞いております。

○熊倉ふみ子

「わかりました」とただ一言で終わったんですか。
それと、昨年8月ごろというふうに聞いているんですけども、夏ぐらい、時期はわからないんですけども、むし企画さんの職員の方のヒアリングを行っていると言っています。そのヒアリングの方とボランティアの方も、区は面接でヒアリングをしていると言っていますけれども、それは大体いつぐらいで、目的は何だったのでしょうか。

○環境課長

ヒアリングの時期、内容については、いろいろ今回調査しておりますので、余り詳しくは申し上げられませんが、いわゆるむし企画が受託業者として適切に仕事をしているかどうか、そういったものを調べる目的でヒアリングしたものでございます。
(「時期については」と言う人あり)

○環境課長

時期については、その時期だったかと記憶しておりますけれども、ちょっと細かくは今資料がないので、申しわけございません。

○熊倉ふみ子

ということは、区としては8月ぐらいからおかしいなというような、そういった疑問を持っていたということになるのではないかなというふうに思います。今度新しく自然教育センターの方と契約しておりますけれども、受けるほうも、きょう言われて、あしたからという、そういうテンポではちょっと無理だと思うんですけども、2月1日から受けているということでは、自然教育センターの方に、ずっと前から区は接触していたのではないかなと思うんですけども、自然教育センターと最初に接触した時期というのは大体いつぐらいなのか。いろいろ疑問がいっぱいあるんですけども、自然教育センターの方に調査をお願いしたということなので、それに当たっては、区としては前段階から準備する必要があると思うんですけども、だから、いつぐらいから準備してきたのか。自然教育センターとの区の最初のかかわりというか、時期はいつぐらいなのか。

○環境課長

具体的な日付は、今、手元に資料がないので、覚えていないのですが、夏だったというふうに記憶しております。非常に暑かった記憶がございます。それは先ほど申し上げましたように、当初のあり方検討の中で、ほかの施設、渋谷区も含めて見学に行きましたので、その一環で当初見学に行って、板橋区がやっていた飼育技術とは違うすぐれた方法で飼育しているということをそのときに初めて認識したということでございます。

○熊倉ふみ子

自然教育研究センターの方がホテル館にホテルの飼育のやり方を教えてくださいと訪ねているというふうに伺っているんですけど、そのことについては区の方は知っているんですか。

○環境課長

ホテルのいろいろ相談する中で、我々もそういった現在の状況がうまく飼育されているかどうか、業者の方からそういった相談をしている中では、業者が一度見てみたいという形で、業者の方が見学しているような事実でございます。

○熊倉ふみ子

そのくらいから何らかの準備を始めていたんだと思います。それと、最後ですけども、新年度の夏はどうなさるのですか。

○環境課長

来年度の公開につきましては、現在、このような個体数では非常に難しいなと考えておりますけれども、それにつきましては、なるべく早く結論を出して、地元も含めて、区民の方にお知らせしたいと思っております。

○委員長

ほかにございませんね。
なければ、本件につきましては、この程度でご了承願います。
委員会の途中でありますが、議事運営の都合上、暫時休憩といたします。なお、再開は午後1時10分とさせていただきます。
休憩時刻 午後零時06分
再開時刻 午後1時07分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き区民環境委員会を再開いたします。
先ほどの報告事項の質疑の中で環境課長より一部答弁の訂正の申し出がございますので、訂正していただきたいと思っております。

○環境課長

申しわけございませんでした。2点ほどございます。
 まず、1点、むし企画の契約解除の部分について、今回の検査結果を参考にしてという
 ような説明をいたしました。それは内部的な意思決定と前後してまして、むし企画の
 契約解除につきましては、本人にヒアリングしたところ、業務については全て担当者の指
 示に従っており、どんな職員が仕事をしているとか、仕事の内容については、私はわか
 りませんというような趣旨がありましたので、今回の1月末の時期に契約解除したもので
 ございます。そのように訂正させていただきます。

2点目でございます。解除に当たって、電話の内容でございましたが、電話の内容につ
 きまして、1点つけ加えさせていただきますと、まず「契約解除ですよ」と電話でお知
 らせしたところ、「わかりました」と。その後、「従業員とかいるけど、大丈夫なのか」と
 というような趣旨の質問をしたところ、「構わない」というような回答があったと聞いてお
 ります。

以上でございます。申しわけございませんでした。

○委員長

本件については、ご了承いただきたいと思ます。

○委員長

それでは次に、区民環境委員会関係組織改正について、理事者よりご説明願います。

○環境課長

それでは、お手元の資料2をごらんいただきたいと思ます。
 区民環境委員会関係組織改正ということで、26年4月1日を予定しているものでござい
 ます。

こちらの表にありますように、改正前と改正後を見ていただきますと、指導係というも
 のが改正後は削除されております。これにつきまして、指導係というところは、大規模建
 築物の廃棄物の指導を行うところでございます。2点目の業務としては、一般廃棄物処理
 業の許認可に関する業務、主にこの2つを行っているところでございます。

大規模建築物のごみの排出指導に関して、東西清掃事務所のほうに移管するとい
 うことで、まずそれが1点目の理由でございまして、一般廃棄物処理業の許認可についてはどう
 なるのかということもございまして、それについては、こちらに記載のあります計画調整
 係に所管替えるものでございます。

以上でございます。

○委員長

ただいまの説明に質疑のある方は挙手願います。

○熊倉ふみ子

いただいた業務概要です。その中に指導係の業務内容が今書かれていたんですけれど
 も、すみません、1番、2番について、一般廃棄物処理の指導等に関するのと、浄化槽
 清掃業の許可及び指導に関するのとということがありますけれども、これについてはどこ
 に行くんですか。それと、3番、4番、大規模建築物等の廃棄物及び再利用対象物の保
 管場所等に関するのと、あとは大規模排出業者等の再利用計画及び排出指導に関するこ
 と、この3、4、それと5、6と、1、2、3、4、5、6と6つの仕事がかかっている

んですけれども、これに沿って、どこにどう動くのかということを再確認させていただ
 きたいんですけど、すみません。

○清掃リサイクル課長

まず、ご質問のありました一般廃棄物処理業の指導等に関するのと、こちらにつきまし
 ては、先ほど環境課長が申し上げたとおり、本庁の業務としまして、計画調整係のほうに
 移管いたします。

次に、項目の2番としてご紹介いただきました浄化槽清掃業の許可及び指導等に関する
 こと、こちら本庁の業務として残しまして、計画調整係が引き継ぎます。

次に、項目の3番として挙げられました大規模建築物等の廃棄物及び再利用対象物の保
 管場所等に関するのと、こちらにつきましては東西清掃事務所のほうに事務をお願いする
 形になります。

次に、項目の4番として挙げられました大規模排出事業者等の再利用計画及び排出指導
 に関するのと、こちらにつきましても東西清掃事務所のほうに所管を委ねさせていただきます

項目の5番でございますけれども、これは一般廃棄物の持込に係る調整及び指導に関す
 ることということでございますが、こちらにつきましては本庁と東西清掃事務所双方で分
 担して業務を行ってまいります。

その他事業者の指導等に関するのと、これは項目の6番としてございますけれども、こ
 ちらにつきましても業者の指導に関しましては本庁の業務、そして実際の現場での指導等
 に関しましては東西清掃事務所の業務ということで、それぞれ分担して行っていくもので
 ございます。

○熊倉ふみ子

今まで1から6までの仕事を本庁でやっていた仕事ですけれども、でもそれについて意
 味があって仕事を行っていたと思うんですけれども、それについて今度分断というか、仕
 事を分けるということになって、本庁との関係ではどうなりますか。

○清掃リサイクル課長

今般の組織改正、一番大きな理由につきましては、大規模建築物の指導に関する部分の
 所管を清掃事務所のほうに移管したいということから始まったものでございます。ここ
 らにつきましては、従前より建築面積が3,000平方メートルを超えるか超えないかで、所
 管が清掃事務所と本庁の業務ということで切り分けておりました。実際には、ごみを収集
 する、そういったノウハウにつきましては、清掃事務所のほうが非常に高いものを持って
 ございますので、こちらの機能を全て東西清掃事務所に振り分けて、よりスリムで、効率
 よく業務を進めていきたいというところで組織の見直しを行ったものでございます。

また、それ以外の業務につきましては、来庁者の利便性も考慮しまして、本庁に残せる
 もの、それから東西に振り分けたほうがよいもの、こういったものを精査しまして、今回
 の事務の振り分けに至ったものでございます。

○熊倉ふみ子

効率よく仕事ができるようにということですが、職員の数配置についてはどう
 なりますか。

○清掃リサイクル課長

現在の職員定数でございますけれども、本庁の指導係、こちらは正規の職員4名という

定数で配置されてございます。これを本庁につきましては、指導係が廃止になりますので、ゼロといたします。東西の清掃事務所については、それぞれ1名ずつの定数が配置されるということで、数字上では2名の減員ということになってございます。

○熊倉ふみ子
計画調整係のほうにも仕事振り分けていって、仕事が入るわけですけれども、それについての仕事量が入るということでは大変かなと思うんですけれども、その点についてはどうですか。

○清掃リサイクル課長
正規の職員の定数ということでは増員はございませんでした。ただし、こちらにつきましては、現在、再任用の職員などの活用も考えまして、人事当局と調整を図っているところでございます。

○熊倉ふみ子
それでは、今、調整中ということですが、再任用の方が入るという方向で調整しているというふうには受け取っていいですか。

○清掃リサイクル課長
その配置につきましては、私どもでは把握してございませんので、この場でお答えすることは非常に難しいことではございます。

○熊倉ふみ子
難しいということですが、仕事量が入るということでは、職員の方の過重にならないように担当課としてもしっかりと増のほうで頑張ってもらいたいと思います。要望です。

○委員長
ほかございませんね。
なければ、本件については、この程度でご了承願います。
報告事項が終了いたしましたので、議事運営の都合により、委員会を暫時休憩させていただきます。
休憩時刻 午後1時16分
再開時刻 午後1時41分

○委員長
休憩前に引き続き区民環境委員会を再開いたします。

○委員長

次に、議題に入ります。
初めに、議案第25号 東京都板橋区立体育施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。
本件について理事者より説明願います。

○スポーツ振興課長
それでは、議案第25号 東京都板橋区立体育施設の指定管理者の指定につきましてご説明いたします。

議案書では43ページ、議案説明会資料では13ページから14ページに記載しております。それでは、議案書の43ページをお開きください。
東京都板橋区立体育施設の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第3項に基づきまして、公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定するものでございます。

1の公の施設の名称及び所在地は、東京都板橋区立浮間舟渡フットサルパーク、東京都板橋区舟渡一丁目10番、2の指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地は、株式会社コナミスポーツ&ライフ、東京都品川区東品川四丁目10番1号、3の指定期間でございますが、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間でございます。提案理由につきましては、表記のとおりでございます。

次に、議案説明会資料の13ページをお開きください。
東京都板橋区立浮間舟渡フットサルパークの指定管理者候補団体の選定についてでございます。

選定経過でございますが、非公募選定方針の公表につきましては、平成25年12月3日に区民環境委員会でご報告させていただきました。選定委員の委嘱、任命、また第一次審査を平成25年12月17日に行いました。第一次審査を通過いたしましたので、第二次審査を平成26年1月8日に行いまして、審査の結果、指定管理者候補団体として決定いたしました。

なお、東京税理士会板橋支部の会員の方に財務状況点検評価を委託いたしまして、財務評価の資料といたしました。

14ページをごらんいただきたいと思っております。
板橋区体育施設の指定管理者候補団体の選定に係る集計表でございます。第一次審査の合計点が最低基準点の420点を上回る501点、第二次審査の合計点が60点でございます。総合計点数が561点で、配点合計の70.1%となりまして、60%を最低基準といたします480点を上回る結果でございます。

また、13ページに戻っていただきたいと思っております。
中段にございますけれども、今回の施設の指定管理者選定に当たっては、他の体育施設との一体的管理が可能で、経費節減が図れること、区民サービス水準が維持できることなどを考慮いたしまして、板橋区立体育施設条例施行規則第17条第3号の規定を適用いたしまして、他の体育施設と同じ事業者指定管理業務を行わせるため、公募によらない方法、選定、非公募を行いました。

2の候補団体は、先ほどご説明したとおりでございます。
指定期間につきましても、平成26年4月1日から27年3月31日までの1年間ということでございます。
説明は以上でございます。

○委員長
ただいまの説明に質疑のある方は挙手願います。

○熊倉ふみ子
まず、一つは確認なんですけれども、第一次と第二次の審査員についてのメンバーについて教えてください。

○スポーツ振興課長

まず、5名の選定委員で選定いたしました。まずは体育協会の役員1名、スポーツ団体、サッカー連盟でしたが、サッカー連盟の関係者から1名、あとはスポーツ推進協議会の関係者から1名、これは全て外部委員、あと内部委員といたしまして、区民文化部長、あとはスポーツ振興課長という5名で選定いたしました。

○熊倉ふみ子

それと、管理の施設がふえるということで、これについて予算増について、どのぐらいの予算増になるのでしょうか。

それで、評価点数についてお伺いしたいんですけれども、70%の評価ということなんですけれども、私の印象なんですけれども、今まで80%台の評価だったんじゃないかなと思うんですけれども、それから比べると70%台というのはちょっと低いのが気になるかなんて思いますが、なぜ低くなったのかなというふうに思います。

これで点数表を見ますと、上から2段目の運営管理体制についての方針、人員配置計画についてということで、これは68%なんですよ。70%より低くなっているところが、今の2)のところと、それと5)のその他の提案事項についても、これも68点なんですよ。それと、収支計画に関することということが一番低くて、ここは57%の点数、低いんですよ。それと、財務の点検のところについても60、60ということで、平均の70ということから見ても低い点数になっているんだなということも思ったんですけれども、低くなったということの要因とか、原因とか、何かあるのでしょうか。

○スポーツ振興課長

すみませんでした。先ほどの金額ですけれども、先にお答えさせていただきます。フットサル場、これから指定管理者、ほかの25施設とともに年度協定を結ぶという予定になってございますけれども、一応試算いたしました。全体で委託費と光熱水費を合わせますと375万円ほどを見込んでおります。失礼いたしました。

それから、先ほどご指摘いただきました点数、パーセンテージの低いところということで4点ほどございまして、今回、例えば2)の運営管理体制についての方針、人員配置ということなんですけど、68%、今回、フットサル1面しかないということで、どうしてもスケールメリットが生かせないのではないかと評価で点数が低かったと認識してございまして、次の5)のその他の提案事項ということで、例えば自主事業ですとか、さまざまな提案を含めて、資料を出したんですけれども、結局フットサル1面ということでは、サッカーというような限定した目的でしかできないということで、限られた提案でしかなかったというのが原因の一つでした。

あと、(4)の収支計画に関するということと、今回、前回の定例会のときにもご説明いたしましたが、ここは上部利用ということで、ナイター設備がございません。ということで、屋外施設につきましては、夜間利用もかなりの比率を占めていまして、ナイターがないということからは収入が見込めないのではないかと収支計画の最終的な結果になったと認識してございます。

あと、その下の第二次審査の財務点検の評価、100点のうち60点で60%ということで、先ほどご説明いたしました経営分析を東京税理士会の板橋支部のほうに参考資料としてお出しまして、そこの総合評価が安定性、収益性とも普通(3)であるため、総合評価においても普通(3)というような評価結果が出ておまして、これは5段階評価のうちの3ということで、これらを参考にされた結果、第二次の財務点検の評価がそれぞれ60点となったというふうな結果と考えております。

○熊倉ふみ子

今、理由を聞きましてけれども、聞いていて、(4)のここは夜間が使えることができないから、収支について余り収入が見込めないのではないかとということで低くなったというふうなお話だったと思うんですけれども、それは業者の責任じゃないように思ったんですよ。だって、そういう施設なんだから、仕方がないんじゃないのというような思いをしたんですけれども、そうした施設なんだよということでの評価なんではないかなと思ったんですけれども、そうではないということなんですか。

それと、ここのフットサル場ですけれども、フットサルというのは、ありますよということで使用が殺到するというふうなことは想像できないんですけれども、フットサル場があいているときの活用については何か考えていることがあるのでしょうか。

○スポーツ振興課長

先ほどの(4)の収支計画につきまして、ナイター設備がないということで収入が見込めないという結果もありますけれども、例えば初めに出していただいた資料の中で、自主事業がどれほど工夫されているかというのも評価の一つでございまして、その中の収支計画ということも最後の判断で加わったということが結果だと考えてございます。

それと、フットサルで今後の利用方法ですけれども、まず初めてのフットサル場ということでは、利用者がどのぐらい平日から土・日にかけてあるかということで、そのあたりを見きわめまして、例えば昼間あいている場合には、ほかの近隣の保育園とか、幼稚園の子どもたちの遊び場に開放したらどうかというような判断も、今後利用率を見きわめた上で行っていきたいと考えています。

○熊倉ふみ子

今後の利用については、利用率を考えながら、近隣の保育園にというふうな考え方もあるとおっしゃってございましたので、人工芝で素敵な施設だと聞いておりますので、ぜひ活用については、もしほかの近隣の保育園でも活用できますよとなりましたらば、ぜひ近隣のそういう幼稚園のところにもPRなどして、積極的に活用してもらいたいと思いますし、また北区のほうにも、北区と隣接しているので、使えますよということを区内だけでなく、北区のほうにもPRしていただいて、積極的に使ってもらえたらいいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○スポーツ振興課長

ここは北区がかなり広い面積をとっている新河岸東公園という立地の中に板橋区がフットサル1面をつくるということですので、当然北区の方にも利用していただきたいですし、逆に北区にはもっと大きなフットサル場がございまして、そこも含めて、フットサル人口がふえていけば、当然利用者もふえてくると思いますので、そういった方向でぜひ来場者をふやしていく工夫をしていきます。

○田中しゅんすけ

すみません、1点だけ確認なんですけども、年度途中ということで指定管理団体は非公募でこのような選定方法になったということですから、平成27年度の4月1日からですね、これに関しては公募で指定管理者を選定していくことによろしいのでしょうか。

○スポーツ振興課長

今回、ここが1か所だけ、しかも来年度、全体の体育施設の公募をかけますので、今回、暫定的に1年間、非公募という形で、当然、27年度からの体育施設につきましては公

募という形をとります。

○田中しゅんすけ
そうしますと、板橋区が所有している体育施設全体が指定管理も含めて公募するというふうに受け取ってよろしいのですか。

○スポーツ振興課長
おっしゃるとおりです。

○委員長
ほかございませんね。
なければ、以上で質疑を終了し、意見を求めます。
意見のある方は挙手願います。

○高橋正憲
私はいいと思っていますけれども、一つだけ言っておきたいのは、契約を分散するように、一つの業者に集中するというのではなく、競争ですから、できることであれば、3者か4者ぐらいに分散して、契約できるような、そういうふうなのがいいのかなと思います。

○熊倉ふみ子
私も1年だけということなので、この指定管理については認めていきたいと思っています。来年度については、ほかの議員の方と一緒に同じように募集の仕方をしっかりと考えていただきたいという要望です。よろしく願います。

○委員長
以上で意見を終了いたします。
これより表決を行います。
議案第25号 東京都板橋区立体育施設の指定管理者の指定についてを可決することに
異議ございませんか。
(「異議なし」と言う人あり)

○委員長
ご異議ないものと認めます。
よって、議案第25号は可決すべきものと決定いたしました。

○委員長
次に、区民文化部関係の陳情審査を行います。
陳情第99号 地域センター集会室・区民集会所申込方法に関する陳情を議題といたしま

す。
陳情の朗読を省略し、理事者より現状について説明願います。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事
陳情第99号 地域センター集会室・区民集会所申込方法に関する陳情についてご説明申し上げます。

陳情の趣旨でございますけれども、地域センターの集会室、区民集会所の利用申し込みの窓口の受付を各地域センター、または区役所地域振興課で土曜、日曜、祝日や月曜から金曜日の夜間も行ってほしいとするものでございます。

提出者については、陳情書をもらいいただければと思います。

現状でございます。

地域センターの集会室、区民集会所の利用の申し込みについてでございますけれども、まず窓口受付というものがございます。受付場所は、各地域センター18か所及びホール5か所、それと地域振興課の窓口でございます。受付時間は、平日の9時から5時となっております。その受付については、正規の職員、または再任用・再雇用の職員が当たっているものでございます。受付の期間でございますけれども、所轄の地域センターにおきましては、利用日の2か月前の第1業務日、一斉抽選の行われた直後から利用日の1業務日前まで、ただし区民集会所については、3業務日前までということになっております。その他の窓口については、利用月の2か月前の第3業務日から利用日の第1業務日前まで、区民集会所については、3業務日前までということになっております。

基本的には、窓口に来ていただいて、手続をしていただきますけれども、窓口受付については、利用者本人でなくても、代理人の方が来て申請を受け付けているという状況にあります。

それと、インターネットの受付というものもやっております。インターネットを利用すると、原則的に土・日、祝日を含む毎日、9時から夜中の12時まで仮予約をすることができます。インターネットが接続できる環境であれば、パソコンに限らず、スマートフォン等の携帯電話でも仮予約を入れることができます。仮予約は、5業務日以内に各受け付け窓口で利用料の支払いをすることで、本予約にすることになります。このインターネット受付の期間でございますけれども、利用日の2か月前の第3業務日から利用日の2業務日前まで、集会所については、4業務日前までということになっております。

インターネット受付を利用するためには、利用者登録というものをさせていただく必要がございます。この利用者登録については、代表者と構成員1名、合計2名分の在住・在勤・在学を証明する書類を持って窓口に来て登録していただく必要がございます。

さらに、口座振替の申請をしていただきますと、口座で引き落とせるという条件のもとに、インターネットから本予約まで現在入力することができるようになっております。

さて、平日夜間、土・日、祝日については、現状、地域センターでは、シルバー人材センターに施設の管理業務を委託しているところでございます。確かに職員は平日夜間、それから土・日、祝日に各地域センターにはいるんですけども、施設の利用の承認については、行政処分行為であるために、民間の事業者に全て委ねることについてはできないというふうに解釈しております。また、本庁の地域振興課の窓口については、土・日、祝日については閉庁となっております。そのため、夜間、土・日、祝日について、利用申し込みを受け付けるためには、職員の配置を新たにすることがございます。ですので、現実的に受付時、受付日の拡大については、現状では難しいと考えております。

先ほど説明しましたように、利用者登録していただければ、インターネットで9時から夜中の12時まで、土・日、祝日も含めて、毎日基本的に仮予約が可能になりますし、口座登録していただければ、本予約も可能になっております。ですので、平日に窓口に来られない方につきましては、利用者登録及び口座登録していただいて、インターネットでの申し込みを活用していただければと思っております。

また、先ほども申し上げましたけれども、必ずしも本人が窓口に来ていただく必要もございませんので、どうしてもということであれば、代理の方に来ていただいて、利用の申し込みをしていただければと考えております。

以上でございます。

○委員長

本件に対する理事者への質疑並びに委員間の討論のある方は挙手願います。

○田中しゅんすけ

ちょっと1点確認なんですけれども、実際問題、陳情として上がってきて、陳情でこういうふうにいただいているんですけれども、各施設利用者から、それぞれこういうことでお問い合わせとか、こういう内容でないにせよ、何か土・日に払える方法とか、そういうことを区として意見を伺っている部分があるとするならば、大まかで結構ですので、その件数までは無理かもしれないですけど、そういう実際お問い合わせがあるのかどうか、まず教えてください。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

お問い合わせは、施設利用の申し込みをしたいんだけど、どういう方法がありますかというようなお問い合わせはいただいております。それは今、説明したとおり、窓口の受付時間、それからインターネットの申し込みの時間というようなことも説明しますと、それを受け取っていただいて、それに従った処理をしていただいていると考えております。

○田中しゅんすけ

要するにこの陳情と一緒に、土曜と日曜がやっていないから、不便さを感じるとか、そういう声を聞いていますかということをお伺いしています。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

特に不便さを感じているというような形での意見はいただいております。

○いしだ圭一郎

この説明の中で、まず職員を夜間配置しなければならないという説明がありましたけども、そうすることによって、施設全体で考えたときに、予算がどのぐらいふえるのか教えてください。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

地域センター18か所で例えば職員をふやすと考えた場合に、正規の職員を配置しなければいけませんので、18人分の職員を配置しなければいけないと考えます。正規の職員の再任用・再雇用の職員であれば、年間1人300万円程度、それから正規の60歳未満の職員であれば700万円程度の賃金ということになりますので、再任用・再雇用に300万円掛ける18ということで、6,000万円弱の金額がかかるというふうに見込まれます。

○いしだ圭一郎

この陳情を見ますと、土・日の部分の使えないという部分で陳情を出されているかと思うのですが、一方、インターネットでは仮予約と口座振替をしっかりと手続をとっておれば、本予約までできるということなので、通常インターネットを使わない方を対象で考

たときに、例えば今の現状は実際に施設に行き予約をしてお金を払うか、もしくは施設に電話して、あき状況を確認して、仮予約を電話でした中で、当日か後日、お金を払いに行くということも可能かと思うんですけども、例えば電話で予約して、そして後日、口座振替するということは、システム的に可能なのでしょうか。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

口座振替の手続というのは、利用登録していただくということが前提になっております。そういった手続を踏んでいただいたのであれば、基本的に可能かと思えますけれども、もしそういう利用登録していただいた方であれば、インターネットを使って、仮申し込みをした上で本予約をしていただくというようなことでの手続のほうが、より簡便ですので、そちらのほうをしていただければと思っております。

○いしだ圭一郎

インターネットを使える方であれば、全然問題ないと思うんですけども、ご高齢の方や、またインターネットを使えない方、そういった環境にない方もいるかと思うんです。ですので、そういった方が個人的に窓口で一度しっかりと口座振替の手続をすることによって、それ以降は口座振替が可能になれば、この陳情の趣旨も達成できるのではないのかなと私は考えるのですが、そこら辺に対してはどのようにお考えでしょうか。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

仮予約とか、それから予約の確認ですが、あき状況の確認で今の使い方を頭の中にシミュレーションしてみますと、一回窓口に来ていただいて確認いただくという行為があるかと思っております。そのときにあわせてお金をいただければ、そこですぐに予約ができるということになりますので、今、いしだ委員さんがお話しした件につきましては、窓口でお支払いしていただくのが一番簡便な方法ではないかと思えます。

○いしだ圭一郎

1回目はそれでいいと思うんですけど、毎回毎回の申し込みの際のことを質問しているのでありまして、初めて支払いに行ったときに口座振替の手続もその窓口でできれば、それ以降は電話予約のみで予約ができるのではないかなという趣旨でお聞きしているのですが、それは実際そういうことが可能かどうか。もしだめであるならば、なぜだめなのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

電話で予約を入れていただいて、お金の引き落としを口座からという手続については、今のところは認めておりません。そのことですが、今、窓口で受付をする場合には、電話であき状況の問い合わせを受けるということまでぐらいはできますけれども、予約を入れるということについては、窓口に来ていただくことを前提にして処理させていただいております。

○いしだ圭一郎

それだと、本当の意味の区民サービスというのはなされていないような気がいたします。そして、こういった陳情が上がってきている以上は、この趣旨に少しでも近づいていくことは何なのかということを考えるのが区政の役目だと思いますので、お話の中では人

件費がかかるので難しいというお話があるのであれば、その可能性という部分でお聞きしているんですけども、もう一度その可能性という部分でご答弁いただきたいと思えます。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

時間の拡大ですとか、曜日の拡大ということについては、人を配置すれば可能であるというふうに思いますが、これまでもいろいろ経費の削減だとか、それから行政改革を進めてきている流れもありますので、それにかわる手段を何かうまく提供するというこの方法で考えてまいりました。その方法が広く普及が始まっているインターネットでの受付ということになっていると思っております。お金をかければ、何とかできると思えますけれども、現状においては、なかなか厳しい状況にもありますので、現状においては、インターネットの受付という手段を代替として持っているの、そちらを利用していただければというふうに思っております。

○いしだ圭一郎

また最初に戻ってしまいますので、要望で終わらせませすけれども、時間の拡大や曜日の拡大をすることなく、電話でも申し込み、受付が可能になって、そして口座振替の手続も一度だけは窓口に行ったとしても、今後できることになれば、さほど大きな予算がかかることは私には思いませんので、今の現状はよくわかりました。それが認めていないということも、よくわかってはいるのですが、しっかりと考えた上で今後進めていっていただきたいという要望で終わらせていただきたいと思えます。

○すえよし不二夫

説明を聞いてはいたけれども、地域センターの集会所、5か所のホールには、5時まででは職員で、5時以降はシルバー人材センターにお願いしていると。これは通年、年間ですよね。シルバー人材センターの方が受付業務ができれば、現状でも可能だと思うんですけども、それはどうですか。それで、先ほどの説明で行政処分は職員でないとできない、その根拠法令とあわせて。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

施設の利用の可否の判断というものについては、先ほども説明しましたが、行政処分に該当するというふうに考えております。そういった判断に伴う業務につきましては、区の直営の職員が行わなければいけないと考えております。この根拠ということですが、明文中に規定は、探したんですけれども、どうもないようでございますけれども、自治法を含む行政法の趣旨を考えれば、そういう行政処分を伴う判断につきましては、区の職員がみずから行わなければならないというふうに、そういった考え方のもとで我々の事務が構築されているという認識をしております。

○すえよし不二夫

最後のほう、よく聞き取れないんですけど、私だけですかね。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

行政処分を伴う公権力の行使につきましては、委託の業者の方にお任せするということについては、できないものというふうに考えられております。それは明文の規定があるわ

けではありませんけれども、地方自治法等の行政法の趣旨にあると考えております。ちなみに公の施設の管理の中で旧自治省が通知を出してありまして、委託業務の範囲の中には、条例規定事業や行政処分等が含まれないと解されているが、その解釈の根拠はどうかというような形で、自治体から旧自治省のほうに質問があったことに対する通知で、管理の委託の性質から、確かに委託はできないという回答の通知が出ているところでございまして、そういった考え方については、よく認識されているものと考えております。

○すえよし不二夫

行政法の解釈でというふうに理解していいんですか、解釈ではないんですか。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

行政法の解釈というか、行政を運営する中での実例的なものとしての考え方というふうに認識しております。

○すえよし不二夫

考え方なんでしょう、それは。人事課長の経験者に説明してもらっても構いませんよ、私は。だから、その辺をはっきりしないと次に進めないんですけど。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

行政実例からの解釈であるというふうに理解しております。

○すえよし不二夫

現状ではそのぐらいにしておきます、そのところはね。じゃあ、できるようにするには、シルバーさんのやっている5時、9時の部分に再任用か再雇用の職員を配置すれば可能ですか、私は可能だと思うけど、する、しないは別にしとね。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

正規の職員ですので、可能でございます。

○すえよし不二夫

だから、再任用か再雇用の職員を、現在シルバーの方をお願いしている部分を置きかえると、1人だけ置きかえることは可能だという話です。そうすると、経費増、シルバーさんよりは経費がふえると。そのところがちょっと痛いところかなと思うけど、経費増を伴うと。だけど、サービスは充実すると、区民にとってのね。いいことだと思うけど、その辺は費用対効果についてどう考えますか。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

再任用・再雇用の職員を置くことができるというわけではなくて、置けば、その窓口で時間外でも判断できるということと考えております。置くことについては、今ご指摘があ

ったように、費用対効果の面で現状よりもコストが上がってしまうということ是否めない事実だと考えております。ですので、現状では、それを実行に移すことについては難しい状況にあるかなと思っております。

○すえよし不二夫

現状では、執行機関側はそうでしょうね。区民からすれば置いてほしいと、議員としてはね。せっかく職員の方がいらっしゃるのだから、区民の方はわからないわけですよ、シルバーの人なのか、再雇用の人なのか、見たような方がいらっしゃるということになっているので、再雇用か、再任用の方で配置を変えてもらえれば、地域センターと集会所、5ホールでは受け付けが可能だというふうに理解いたします。ただし、陳情の趣旨に書いてあるとおり、月曜日から金曜日まで本庁舎でも5時から9時まで受け付けてくれと。これはかなり難しいかなと。

できないことはないわけですよ、人さえ配置すれば、金さえかければ、できないことはないけども、それにしても大きな経費を伴うことだというふうに思いますので、地域センターや5ホール、23人が何とか再任用の方の時間延長、新規にふやすわけじゃないわけですね。再任用だけで5時まではいらっしゃるわけですから、5時から9時半までという時間延長をすると。定員増はふやさないで、ずれ勤をするわけですよ。午前中のお出でくる人、あるいは午後の3時から4時ごろから入っていただくと。そうすれば、経費増は伴わないと思うんですけどね。

ただ、シルバーさんの委託費と再任用の給料との差がどれだけあるかというのは正確にわからないけど、どれぐらいありますか。そうすれば、可能だと思う。そんなにたくさん費用はかからないというふうに思うんです。全く新しく再任用の方を置くのではなくて、ずれ勤で時間延長すると。現在は5時までいるわけでしょう、再任用・再雇用の方が。それを5時以降に時間延長してもらって、そのかわりに時間外にならないように、3時ごろの出勤なのか、9時半までだったときは、わからないけども、そういう方法で技術的には可能じゃないですか。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

人をずれ勤をして、遅い時間まで配置するということは、確かに方法としては考えられるものだと思います。ですけれども、実態的にそれができるとなると、再任用・再雇用になりますと、週1日お休みの時間があったり、それから1人の時間帯が、ずれ勤にするとできてしまうようなことがあって、その職員が休暇をとったり、何らかの事情でなくなった場合に、その対応をどうするかというふうな形でもありますので、現状のままの再任用・再雇用の配置だけで対応できるかというのは、理想の状態だけを突き詰めれば、できるかもしれませんが、なかなか現実的には職員をふやす必要があるのではないかなと感じております。

○すえよし不二夫

難しく考えればできないんだけど、できない方法ばかり考えないで、できる方法で考えたら、私は可能だというふうに思うんです。私の言っている方法ね。そうやってでも、できる限り本庁舎の場合の時間の延長は難しいだろうと思うんだけど、地域センターでは可能だと私は判断いたします。

しかし、先ほど来、課長の説明があったとおり、インターネットによる9時から24時までの口座振替なら本予約までできるというPRはもっとすべきだと思うんです。ここに書いてある通学・通勤等の方は利用しにくいというんだから、そういう方々は、最近の若い方はインターネットも利用できるだろうし、携帯でもできると思うので、それも大いに利用していただきたいんですけども、夜間の受付申し込みができるようにしていただきたいというふうに思います。出先においてはね。

そこで、現在のシルバーさんは、5時から9時半までいらっしゃるの、何をしていたいでいるんですか、お仕事としては。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

特に施設の管理運営ということになりまして、正規の職員が帰宅後、施設を利用する人に対して、施設の提供をしたり、何かいろいろ付帯設備が必要な場合についての準備、それから施設の利用が終わった後に消灯して、鍵をかけて帰るといったような管理をお願いしております。

○すえよし不二夫

鍵をあげたり閉めたりする戸締まりをなさっているということだと思うんですけども、シルバーの方に、先ほど再雇用・再任用の方でなくて、シルバーの方に申し込み受付とお金を預かってもらうためには、どのようなネックがありますか。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

これは先ほどから説明しているとおりの、行政処分の部分について、全てシルバーの職員だけに委ねてしまうということではできないというふうに考えておりますので、シルバーの職員だけしかいないような状況でそういった判断、受け付けをするということについては、現状ではできないと考えております。

○すえよし不二夫

先ほどの行政法の解釈に近いことだというふうに思いますけども、私としては、それではシルバーさんでできないとなるなら、再任用・再雇用の職員の方をずれ勤によって、勤務時間外の時間外手当がふえないような方法によって、何とか工夫してでも、やっていただきたいという要望を申し上げて、私の質問を終わります。

○熊倉ふみ子

さっき聞いていて、ネットを利用できる方については、9時から24時までということ、大変便利なんだなと思いました。今、ネット利用は広がっているのですか。今現在、ネット利用での申し込みというのはどのぐらいあるのですか。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

団体数ということについては、登録されていない方々も使っていますので、なかなか難しいんですけども、今、利用登録していただいている団体が6,667団体ございます。年間地域センター及び区民集会所を使用している回数としては10万件ぐらいございます。一つの団体が1回だけとは限りませんで、月1回とか、月2回とかとありますので、そういうことを加味すると、6,667団体というのは結構高い確率で団体登録していただいているものというふうに考えております。ちなみに口座登録ですけども、6,667団体のうち620団体の方が口座登録していただいております。

○熊倉ふみ子

結構利用されている方が多いんだというのが率直な感想なんですけれども、それでは全体の中での利用申し込み、窓口申し込みと、それとネットでの申し込みと、それと比べた場合、大体どのぐらいの差があるのでしょうか。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

その件数につきましては、統計がありませんので、具体的な数については把握しておりません。

○熊倉ふみ子

大ざっぱでいいので、大体窓口での申し込み利用とネットでの申し込み利用でどっちが多いのかな、少ないのかなとか、大体の感触でいいんですけども、どうでしょうか。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

なかなか私も区役所の地域振興課の窓口のところでの感触だけで申しますと、窓口に来るお客さんよりも、ネットでとっていただくお客さんが多いというふうに思いますけれども、施設の利用については、月の初めに一斉抽選とあって、1か月ごとに抽選して、とっていただくような場面もありますので、そういったところも加味すると、どちらが多いということについては、私の感覚的にはなかなか答えづらいのかなと思っております。

○熊倉ふみ子

これから若い人たちがネット利用でだんだんこれが広がっていくのではないかなというふうな想像はできます。それにしても、まだネット利用ができなかったりとか、ここに書かれていますけれども、区民の中には平日、日中、通勤・通学等のために地域センターの集会室、区民集会所の利用申し込みができない区民がいるということについては、それについては区としてもどう捉えていますか。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

あらゆる方法で柔軟に対応していきたいと思っております。先ほど一例ですけれども、必ず本人が来なければいけないというようなことはございませんので、代理の方が来ていただくですとか、そういったところでも受付をしております。それから、口座の申し込みですとか、利用登録についても、窓口に来る必要は必ずしもございませんで、必要な書類を送っていただければ、その手続をさせていただきますので、そういったところで利便性を高めていきたいと考えております。

○熊倉ふみ子

それでも、窓口に来て、手続をしたいという、そうした条件を広げてください。今、午後9時から5時までなので、それをもっと広げてほしいと、利便性を広げてほしいということだと思うので、それについて、私は区民の方からのそういった要望については前向きに考えていかなければならないのかなと思います。それで、ちょっとお聞きしたいんですけども、本庁舎で毎週火曜日、時間延長と、それと第3日曜日は、本庁舎については、業務を行っていると思うんですけど、ちょっとそこだけ確認します。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

ただいまおっしゃいましたように、毎週火曜日と第3日曜日については、1階の戸籍住

民課の窓口が時間延長、あるいは休日の窓口を開庁しております。

○熊倉ふみ子

そうしたらば、せめてそういった現在開庁しているときがあるんですから、そういったときには職員は必ずいるわけですから、毎週火曜日と第3日曜日に受付窓口をつくるということについての可能性についてはどうですか。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

職員がいるといいますが、戸籍住民課の職員がいるということになりまして、施設の受付の担当している職員は、現状では火曜日及び第3日曜日については出勤及び残っているわけではありません。そういった新たな地域振興課の職員を残すとか、それから戸籍住民課の職員に受付を担当してもらうとかということでの工夫は必要かもしれませんけれども、そういった少し手を加えなければ、受付することはできない現状がございます。

○熊倉ふみ子

先ほど職員がいなければ、できないよということだったので、そこにやりようはいろいろあると思うので、そこに事務をできる方の再任用なり、再雇用の方を配置して、それでその業務をやってもらうという方法もできるのではないかなというふうに思うので、そういった可能性についてはどうでしょうか。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

事務を実施するというものの可能性については、否定するものではございません。いろいろやり方を工夫すれば、何らかの形で実現は可能かと思えます。ただ、現状で私を感じているところを申し上げれば、結構施設の受付については、利用者の方々がその都度その都度申し込みをしたいということについて行動を起こしているのではないかなというふうに思っております。特定の日にちだけということよりは、利用者の方のニーズに合うためには、いつでも申し込みができるような、インターネットの受付のような形で対応できるのが一番いいのではないかと感じているところでございます。

○五十嵐やす子

3つ確認させてください。インターネットの受付が9時から24時ということだったんですけども、これは今どういうふうにPRをしているのかということ。それから、ここで陳情の理由の中に「通学・通勤などのため」とあるんですけども、たしか前にお子さんは、保護者が申し込みできないようなことを伺ったんですけど、何歳からこれは自分で利用の申し込みをすることができるのかということなんです。それから、もう一つは、行政のさっきの実例の解釈ということだったんですけども、例えばシルバーさんが一生懸命枠を広げて、ここまでできるとやったときに、お金は無理だとしても、例えば仮登録までとか、そういう部分までとかもできないのでしょうか。お金は例えば当日、もしキャンセルしてもちゃんともらいますよみたいな、何かそういう約束をしっかりとった上で、例えば仮登録だけは扱えるとか、そういうのというのはどうなんでしょうか、可能性として。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

まず、インターネットで申し込みができますよということのPRですけれども、センターですとか、区民集会所の利用ができるようなパンフレットがございます。そこに申し込みの方法ですとか、やり方とかを書いております。それから、もちろん区のホームページでも記載して、皆さんにお知らせしているところがございます。それから、年少者、何歳からというか、誰でも申し込みができるのかというご質問ですけれども、現状では16歳以上の方に限らせていただいております。それから、仮登録だけ可能にすることはできないかということですが、なかなかこれまでのいろいろな事務の積み上げの中で一遍にたくさん施設をとってしまっ、予約だけ入れておいて、結局使わずにとか、一つだけ使って、あとは全部キャンセルしますというようなことでのトラブルがあったり、それからお支払いをなかなかしていただけないようなトラブルもあったりということの中で、しっかりと使っていただける範囲の中でしっかりと予約をとっていただくということを確実にするために、現在のやり方というものは確立しているというふうを考えておまして、なかなか部分だけということを取り上げてやるということについては、慎重に考えなければいけないと考えております。

○五十嵐やす子

今、PRのところでもう一回あれなんですけれども、区民センターにパンフレットを置いてあるということなんですけれども、そこにまず行けなくて知らないという人もいると思うんです、パンフレットを見ないから。例えばホームページの中でもどういう部分にPRしてあるかで、ぱっと目についたら、できるんだと思うんですけれども、いろいろ探していかないと、そこにたどり着かないと、それが広まらないと思うんです。せっかく私なんかは今伺っていて、そんなに便利になっていたんだとすごく思ったんですけれども、PR方法をホームページの本当のトップの見えやすいところに例えばある時期ちゃんと載せておくとか、そういう方法というのはどうなんでしょうか。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

集会所ですとか、地域センターというような項目でインターネットのページを開いていただければ、比較的わかりやすいところに掲載しているというふうを考えております。区の情報について、トップページのほうに上げて、わかりやすいようにしてほしいという要望はいただきますけれども、一集会所だけを取り上げて、トップページにということについては、なかなか難しい状況にありますので、それはホームページ全体の中でしっかりとわかりやすい表示に努めていきたいと考えております。

○五十嵐やす子

例えば4月とか、学校の始まる時期だとか、いろんな年度初めというのは使うと思うんです、集会所とかを使いやすい時期だと思うんです。だから、そうするとその2か月ぐらい前ということなので、ちょうど今ごろに載せておけば、こういうことができるんだと思うので、その時期だけでも、とりあえず載せてみるというのもどうでしょうか。いつもいつもだと、やっぱりほかのこともPRしないといけないものがあると思いますけれども、時期をしっかりとポイントを押さえることで、より効果的だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

インターネットで年間を通じて同じような表示の仕方ではなくて、効果的な季節を区切って、区民の方々に効果的なやり方をお知らせするという点については、取り組んでいない分野だと思いますので、そういったものを効果的にやる方法については、少し研究、検討させていただきたいと思っております。

○高橋正憲

ちょっとわかんないんだけど、要するに区民集会所というのは、例えば高島平から板橋の区民集会所をとるということはできるんですか。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

先ほど申しましたように、地域センター、ホール、それから地域振興課の窓口では、全てのところがとれますし、インターネットでもとれます。

○高橋正憲

なぜそういうことを言ったかということ、要するに先ほど18地域センターに全員人を置かなきゃいけないよなんていう話をしていただけど、そうじゃなくて、1か所でとれる場所を決めて、1か所だけ開けばいいじゃない。例えば区役所の1か所は再任用・再雇用を9時まで置いておくよとか、あとは置くことないじゃん。そこに行けば全部とれちゃうんだから。何も18地域センター全部に置くことないでしょう。1か所あけておけばいいんだよ、1か所。今のこの陳情者というのは、普通のサラリーマンだと厳しいよね。9時から5時まででしょう。そうすると、ほとんど一般のサラリーマンはとれないもんね。インターネットをやっていただければ別だよね、とれないでしょう。

だから、例えば本庁なら本庁1か所でもいいから、夜の9時まで。日曜日とか、土曜日、祝日なんかあけることないんだよ。要するにここの場所は9時までやっていきますよということであれば、サラリーマンの方だって9時までに行くとればいいわけでしょう。そのときには、例えば成増の人だって、高島平だって、区役所に1回おりてもらって、夜中の9時までやっていただければ、そこでとればいい話。

そういうような努力をするんですか、しないんですかということが問題なんです、やる気があるのか、ないのかなんだよ。すえよし委員じゃないけど、何かやる気のないようなところで話をしているから、何となくそういうような話になるんだろうけど、やる気であれば、1か所だけ9時まであけましょと。それで、集まってきて、ここでとってくださいと、そういう人方には。そういうことだったら、別に再任用・再雇用のあれだって、そんなにかからないでしょう。何かサービスを始めようとしたら、金かかるんだよ。かかるんだけど、それを効率のいい使い方、それを考えるという話になるでしょう。だから、陳情なんかを見ても、9時、5時だったら、朝7時半の電車に乗って、帰り6時か7時ごろ家に着くという、そういう人は無理ですよ。パソコンでできる人だったらいいよ。できない人とか、インターネットにつながっていない、僕なんかそうなんだけど、困るよね。

ですから、そのことを十分に検討してみる必要はあると思うよ。18か所全部置くんじゃなくて1か所だけ。区役所なら区役所に9時まで再任用・再雇用を配置しますと。だから、お手数ですけど、そこに来てくださいと、そこに来ればとれますよと、それだけでも随分違うと思うんだけど、この辺はできませんか。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

先ほど18か所全部に配置した場合に金額がこれだけかかるというような形のお答えをしましたので、窓口を制限してというか、数を減らしてということも対応の一つだと考えます。ですけれども、先ほど説明した趣旨の中では、委員さんも今指摘されましたけれども、現状に比べれば、職員の配置のために経費を使わなければならないという部分も出てきますので、その部分についてはちょっと難しいかなというふうな考えているところがございます。それよりも代理の方に来ていただく、それからインターネットでできるもので、そちらを利用していただけないでしょうかということ、そちらのPR、それから利用を拡大できるようなほうに進めていきたいと考えているのが現状でございます。

○すえよし不二夫

私も先ほど来、質疑の中でインターネット関係をもっとPRすべきだと。それにプラスして、陳情の趣旨に沿うように、理想なら各地域センター18か所プラス5か所でもいいんですけども、その改善の策として、例えば東上線に1か所、三田線に1か所ぐらいの地域センターに現在のシルバーさんのところに再雇用・再任用の方を5時から9時半まで1人ずつ置くと。ベストは毎日置けばいいんですけども、そうでなければ、限られた曜日だけ置いていただくという工夫も仕方があると思うんですけども、いろいろ工夫していただいて、何とか趣旨に沿うようにできないのかなというふうに考えておりますので、工夫を求めて、きょうは継続を主張したいと思う。本来なら採択を主張すべきでありますけど、月曜日から金曜日に本庁舎に職員を9時半まで置けというわけにはいきませんので、その辺はノーですけど、地域センターの部分については、私はやり方によっては可能だと。現在よりも費用もそんなにからないというふうに思っています。よろしくお願ひしたいということで、継続を主張します。

○委員長

以上で意見を終了いたします。
陳情第99号 地域センター集会所・区民集会所申込方法に関する陳情につきましては、なお審査を継続すべきとの発言と表決を行うべきとの意見がありますので、最初に継続審査についてお諮りいたします。
陳情第99号を継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。
賛成多数（7－1）

○委員長

賛成多数と認めます。
よって、陳情第99号は継続審査とすることに決定いたしました。

○委員長

次に、資源環境部関係の陳情を行います。
陳情第100号 板橋区ホタル生態環境館の技術の継承と館の存続を求める陳情を議題といたします。
陳情の朗読を省略し、理事者より現状について説明願います。

○環境課長

それでは、陳情第100号 板橋区ホタル生態環境館の技術の継承と館の存続を求める陳情についてご説明させていただきます。
陳情者については、陳情書のとおりでございます。
まず、こちら2つの項目で検討事項が出されております。まず、1点目でございます。陳情書にありますように、板橋区ホタル生態環境館における技術及び特許を継承し、生き物の命を守り、ホタル館を存続させることを検討してくださいという項目と、2項目目でございます。板橋区ホタル生態環境館と今後の方針について、区民に対し説明会を開いてくださいという項目でございます。1項目目は、3つに分けて説明させていただきます。なお、これからのご説明は、前回の陳情のときの説明、またきょうの説明とややダブるところがありますが、ご容赦のほどお願ひいたします。
まず、ホタル技術の継承につきましては、3年から5年程度かかるということでご説明してきましたが、現在これまでの担当者が退職届を出したということで、技術継承については非常に難しい状況にあると考えております。
2番目の特許の継承につきましては、今後、あり方検討の中であわせて検討していきたい

いと思っております。
3番目の後段でございます。生き物の命を守り、ホタル館を存続させることについて検討していただきたいというのですが、まず施設については老朽化していて、改修が難しいというところと、未来創造プラン経営革新編の中で、廃止を含めた施設のあり方を検討することとしたものがございます。現在、それに沿って、あり方を検討しておりますけれども、生き物の命を守るなどについて、検討は十分させていただきたいと思っております。
第2項目目でございます。板橋区ホタル生態環境館の今後の方針について、区民に対し説明会を開くということでございます。これはこういったホタル生態環境館の検討に限らず、一定の成果が出た場合には区民の皆様にご公表等していくものだと考えております。
現時点でどの程度ということになるわけですが、先ほど申し上げましたように、施設の老朽化と技術の継承の難しさから、廃止を含めた施設のあり方について検討しているところでございますが、区直営で継続することが難しい状況にあるため、担い手となる民間のセクターや団体を探しているところでありますが、担当者から退職届が出たということで、相手を見つけることは極めて難しい、これまで以上に難しい状況にあると考えております。生息調査の結果などを踏まえ、今後のあり方検討の中で方針を出していきたいと考えております。
以上でございます。

○委員長

本件に対する理事者への質疑並びに委員間の討論のある方は挙手願います。
なお、先ほどの報告事項と重複しないようにご協力よろしくお願ひいたします。

○いしだ圭一郎

1点だけちょっとお聞きしたいんですけども、午前中、種々ご説明ございました。その中でアンケートでは91%を超えるような、大変よかったというようなこともありましたけれども、今後の廃止を含めた施設のあり方について検討していく上では、区民の意見というものをしっかりと聞いていかなきゃいけないと私は思うんです。
そういった中で、ただホタル館はどうでしたか、大変よかったというアンケートではなくて、今こういう状況で、こういう調査をして、こういう課題がありますと、そういったものをしっかりと区民にホームページや広報いたばしに周知をして踏った上で、意見を公募して、そこでしっかりと行政としての判断をしていくことが今大事なのかなというふうに感じましたので、そこら辺の区民に対しての意見の公募という部分で、そういったお考えがあるかどうかお聞かせ願ひしたいと思います。

○環境課長

これまでのアンケート結果については、皆さんから大変ご支持を受けているのは事実だと思っております。現在の状況を知らせた上で方針等を出したらどうだろうということ、意見の公募ということでございますが、ただいまの意見をいただきましたので、あり方検討の中でどのように区民の方にお知らせしていくかについては検討させていただきたいと思っております。

○いしだ圭一郎

しっかりと情報開示していただきまして、区民に対して不必要な不信感を抱かせないようにしていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○熊倉ふみ子

document (26)

ちょっと資料を先ほど言うのを忘れたんですけども、今までホテル館が事業が始まってからずっと区のほうには卵の数とか、ふ化した数とか、夜間のホテルの数とかというのは、報告がされていると思うんですけども、そうした資料というのはずっとあります。もしありましたら、始まったときから去年まででしょうか、それについての数がありませんでしたら、それを資料としていただきたいんですけど、いかがですか。

○環境課長

公開のときのデータとしては、データはそろっているのですが、生き物そのものの全体の匹数というんですか、それは私が今回いろいろ過去のデータを調べた限りは、毎年それがあるという状況ではありません。それについては、そういう状況であるということは、やむを得ないのかなと思っておりますけれども、いずれにしても、もう一度資料を調べた上で、できるだけ議員の皆様には資料を提供したいと思っておりますのでございます。

○熊倉ふみ子

それでは、判明した部分でもよろしいですので、ぜひ資料として提出していただきたいと思っております。

それと、陳情のほうにまいりますけれども、特許の技術があって、それを継承してほしいということですけども、午前中の質疑の中では、技術として、本当にそれが有効になっていったかどうかということについても疑問がありますよという報告だったと思うんですけども、報告の中身については、そうした中で今まで担当職員の方がいろんな論文を書いたりとか、そうした業務記録ですか、あるはずですよ。例えば何月何日にこういう成長の中で、成長した個体を調べたら、幾つあったよとか、そういったものについて当然調べていると思うので、そういった記録については、区のほうには報告されているのでしょうか。

○環境課長

業務日誌として、正式な名称は業務日誌かというのは確認しなくてはいけないんですが、いわゆる日誌のような、どんな仕事を行ったかということは、報告がありますので、それについては提供も可能でございます。

○熊倉ふみ子

その記録についても、ぜひ資料としてお願いしたいと思います。それと、廃止ありきというような、そういった印象がどうしても強くなるんですけども、技術なり、ホテル館を残してほしいという方については、廃止ありきではないかというふうな疑問の声が上がるのも当然なような感じがするんですけども、そうしたことについて、そうした皆さんに説明についてはどのように考えているのですか。

○環境課長

この陳情の中にもありますけれども、説明会を開いてくださいということですが、説明会を開くかどうかは、今後また考えなくてはいけないんですが、あり方検討が出た段階で、議員の皆様へ報告して、その後、区民の皆様へ広くお知らせするのは当然だと思っておりますので、いろいろな手段を用いてやる必要があると思っております。

document (26)

○高橋正憲

ダブらないように話します。本人が辞職したというのは、かなり大きい話ですよ。30年近くホテルの生育というか、そういうのをずっとやってきて、何で辞職をするというか、そういうふうになったのか、僕はその辺がよくわからないので、自分の子どもを殺すような、そういうことでしょうか。実際に辞職するという事は、そこにいるホテルから離れるということだから、普通であれば、もうちょっと責任と、そういうことでは辞任するということではなくて、私はもっときちんと見るんだという話になるのではないかなと僕なんかは思うんですよ。ですから、例えばそういうふうなやめるように仕向けていて、いじめじゃないけど、いじめて、そういうのがあったのか、そうでなくて本人からやめますよという話だったのか、その辺が私は聞きたいです。

○環境課長

まず、本人が辞職願を出したことについては、一般的には私としては答弁は難しいと思っておりますが、今回はご本人がブログ上でそれを公表していること、あと電話ですが、どうしても議会の説明が必要だから、その旨を公表していいですか、もうちょっと言葉遣いは違いますが、行って、その了解のもとにここでお話ししているものでございます。

あと、いじめ云々については、私はそれは把握しておりませんが、私は特にいじめたという記憶はございませんので、ボランティアの方々とトラブルは何度か私自身は経験しておりますので、私自身が「課長はパワハラだ」とか、いろいろ言われ、責められているようなケースもありますけれども、私どもから本人に辞職を促すようなことは一切しておりません。

○高橋正憲

個人的なことというんじゃなくて、ホテルの生態というか、ホテルが今までずっと毎年毎年一般公開とか、そういう部分で区民に公開してきているわけですよ。それが個人的な理由を含めて、それができなくなるとかなんとかというのは僕は非常に大きな問題だと思う。この間、ノウハウというか、そういうものの蓄積というのも非常にあると思うんですよ。だから、ずっと以前から言っているのは、そういうようなものを個人的というんじゃなくて、きちんと継承できるようにきちんとやらなきゃだめだという話は、毎回毎回話をしてきたわけけれども、結果的にこういうふうになってしまうわけでしょう。

それは今ここで議論しているんだけど、本当は区民の皆さん方に対して、それを待ち望んでいる人方に対して非常に申しわけないと、僕はそう思うんですよ。だって、実際問題見に来た人方は、ほとんど90数%の人方がとてもよかった、とても癒されたという、そういうふうなものを言っているわけでしょう。これをこういう状況になって、全然知らせないで、言ってもがちゃがちゃやって、しまったよなんていう、そういうようなことでそうなんだなんていう話になっちゃうと、非常に僕なんかは残念なんだけど、区民に対してのそういう責任、それをどのように考えていますか。

○環境課長

ちょっと私が質問の趣旨を取り違えていたら申しわけないんですが、退職はあくまでも個人の事情で退職するものだと考えておりますので、私としては、まだ退職を承認したかどうか私は存じ上げません。ただし、私が特にお願いしたいのは、今回いろいろわからない点をよく私どもの場に出たいだいて、私のもし間違っているところがあれば、それはご指摘を具体的にしていきたいとか、そういうことを考えておりますので、また委員おっしゃるような、そういったホテル技術の継承のマニュアルのようなものがあれば、そういったものも置いていっていただきたいと、そのように考えているところでございます。

○高橋正憲

僕が聞いたのは、個人的なやめる、やめないじゃなくて、一般公開を待ち望んでいる区民の皆さん方に対してどのように責任を感じていますかという話です。

○環境課長

現在の生息数というのは非常に数少ない状況ですので、公開等は非常に難しい状況だなと思っておりますけれども、なるべく早い時期に区民の方にこういう状況でできませんということをお知らせなくてはいけないと思っております。その際には、本来いるべきというか、生息しているべきホタルがそこに生息していないわけですから、まず区としての責任は十分に感じ、それを区民の皆様におわびしなくてはいけないと思っております。また、現時点でも、こういう状況にあることについては、まことに私自身の管理監督不足であったなということも反省しておりますので、そこら辺を含めて、今後区民の皆様にご説明していきたいと思っております。

○高橋正憲

先ほどからカワニナもそうですし、ホタルの幼虫もそうだけでも、要するにいなかったという話ですよね。でも、幼虫が土の中にずっと入り込んでいる、そういう可能性も否定できないと。一方では、そういう状況もあるんだと。だから、いるんだと。そういうように主張している人もいるわけですよね。だから、今言ったように、一方はいいと言いつつ、一方はまだいるんだという、そういうような状況だと思っただけです。

だから、今度7月ぐらいですか、一般公開という。そこにならなければわからない、そういう状況だっただけだと思っただけでも、そういう中でさっきも言ったように、あり方検討委員会で検討された方向性を持っていくんだというような、そういうものが強く出てくるから、それは当然なのかもしれないけど、結局は2匹しかいないんだとか、そういうようなものが非常に強調されているなという、そういう思いを私はしているんだけれども、どうですか、その辺は。

○環境課長

私の情報収集不足かもしれませんが、私がマスコミ等の情報をとっている段階で、あの生息館の中にはたくさんの幼虫がいるんだというような記事があったのかなというのは余り記憶がありません。むしろ10万匹流したとか、何万匹流したとか、踏みつけたとか、要はほとんどいなくしちゃったみたいな記事は記憶しておりますけれども、もし現時点でもいるんだというようなことが記事にあるようでしたら、ちょっと確認させていただきたいと思っております。申しわけございません。

○高橋正憲

あと、これで終わりにしますけど、せっかく30年間続けてきた事業ですよ。それも区民の皆さん方にはかなり評価が高い、そういう施設でもあるわけですよ。だから、そういう技術とか、そういうものについては、きちんと財産として継承していく。そうでなければ、今まで何やってきたんだという話になるわけでしょう、実際問題として。このことについては、口を酸っぱくして言ってきたんだけど、この事業を僕はこれからはきちんと継承してもらいたいの、区民の皆さん方にも、昔は板橋はホタルが飛んでいたんだよ、そういう自然環境だったんだよということをみんなに、特に坂本区長も土地っ子でいたんだという話もしていますし、そういう意味では土着の農家の人方とか、みんな、そういうホタルがいたって、そういう状況はみんなわかっていくわけだよ。ですから、好きなのよ、そういう人方はわざわざ自宅でそういうものを飼育したり、そういうこともしている、そういうことがあるので、僕はぜひとも技術とか、そういうのは継承して、僕

はこの事業は続けていってもらいたいなどと、このように思います。

○五十嵐やす子

先ほどからアンケートというお話が出ていますけれども、ほとんどの方がすごく感動したと書いていらっしゃるというのは素晴らしいことだと思っただけです。ただ、アンケートを書いた人の区民と区外の方の内訳とか、例えば外から来て、ただ見て感動したというのは、軽いという変ですけれども、感動してもらうのはとてもうれしいことなんですけれども、区民が言うこととまた重みが違ってくるかなんて思ったりもするんですけれども、その辺のアンケートのとおり方ですか、それから先ほどいした委員がおっしゃいましたけれども、いろんなことをきちんと踏まえた上で、これでどうですかとアンケートするのとは、また違ってくるのかなと思っただけですけれども、その辺を教えてくださいたいのですが。

○環境課長

アンケートについては、24年度1,323名からアンケートをいただいております、板橋区高島平・三園地区が137名、19.1%、赤塚・成増が29名で4%、大門・四葉・徳丸等で6%で、これを足していくと40数%になります、板橋区民ですね。板橋区以外の23区の方が33%、23区以外の東京都が5.2%等となって、もう少し細かい数字はあるのですが、後ほど資料を提供させていただきましても、板橋区民が大体40数%の方が来ていただいているというふうになっております。

○五十嵐やす子

さっきマルハナバチのことを後でとおっしゃったなと思い出しました。

○環境課長

蜂につきましては、これまであそこで飼うことについては、区として認めてきたという経緯がございます。議事録等を確認しますと、土の抗菌化のためには非常に有効なんだということで、まず原点に戻って、抗菌化について、論文を見せてほしいということをお願いしたところ、まず外国の方が書いた観察日記のような論文が来て、よく理解できませんでしたので、過去の資料を読むと、論文作成中みたいな資料がありましたので、学会等に発表したんだしたら、論文を見せてほしいとお願いしたら、秘密で見せられないということになってしまっていて、これも申しわけありませんが、調査が中断しているところがございます。現在のところ、抗菌化については確認できていないのが1点目でございます。

じゃあ蜂をどうしているのかということ、これまで私自身が担当者から聞いたところでは、研究機関に無償で渡していますというような説明がありました。また、ボランティアのある方に聞いたところ、蜂は決して売っていませんというような説明を受けていたのですが、今回調査する約束をしましたので、ある団体に赴いたところ、平成23年4月から24年3月までの間に4,030匹の蜂を購入したという団体がありまして、仕入れ総額は約1,900万円振り込まれています。この振り込み先につきましては、ボランティア団体の方の名前の口座に入っております。今までの説明とかなり差がありますので、このことについては現在確認したいと思っております。このような結果になっていることでご理解いただきたいと思います。

○五十嵐やす子

ちょっとびっくりしちゃってあれなんですけど、区の施設で飼っていたものを売って、その収入は区に届け出がなかったということでもいいんですか。

○環境課長

ご存じのように、ホテル生態環境館は、蜂を販売するために飼っていたわけではございません。実態としては、私どもの今まで受けていた説明と乖離した状況で販売していた事実がわかりました。その団体の方には直接お会いしまして、間違いなく板橋区のホテル生態環境館から来たものを買っていたんですかと聞いたところ、そうですというようなことがありましたので、ある意味、その方が中心になっていたとか、そこまでは全然わかりません。ただ、実態としては、その口座に振り込まれていると、ボランティア団体の方と同じ名義の口座に振り込まれていて、その団体も板橋区から買ったというふうに認識しておりますので、私どもは間違いはないと思っていますけれども、その点も調べなくてはならないと思っていますところでございます。

○五十嵐やす子

ちょっと予期しない答えだったので、実はびっくりしているんですけども、区の施設を使って、結局は営利目的をしていたということになると、そこは大きな問題があると思うんですけども、しっかりとそれは調べていただくと同時に、それがもし本当にそうだったら、区としてはどのように対応していくのでしょうか。

○環境課長

非常に言葉を選ばなくてはいけないのですが、ホテル生態環境館の管理運営に関していろいろ調べていく中で問題点が幾つか見えてきました。その点に関しては、私どもの調査では限界を感じております。どんな内容かということは今後伏せますが、板橋警察署にもろもろ相談しているところでございます。

○田中いさお

そのボランティアグループというのは、うちの板橋区内のホテルにかかわるボランティア団体ということでよろしいですか。

○環境課長

そのように認識しております。

○田中いさお

その情報はいつごろ入った情報になりますか。

○環境課長

やりとりはしていましたけれども、最終的には現地でその方たちと会わなくてはならないということで、ホテルの調査が終わった後、出張して行ってまいりました。

○田中いさお

何日とか、わかりますか、日にちを教えてくださいませうか。

○環境課長

2月の2日、3日です。

○田中いさお

それが本当だとすれば、横領だったり、そういうような話になってくるので、すぐ警察が動かなければならないような案件に感じるんですけども、いつごろ動き出しますか、実際。

○環境課長

先ほど申し上げましたように、相談しているということで、これ以上のことに関しましては、警察の動きに影響を与えないといけませんので、詳しい答弁は差し控えたいと思います。

○田中いさお

板橋区としては訴えるという方向のお考えでよろしいですね。

○環境課長

現時点では相談させていただいていると。

○田中いさお

相談して、それで球を警察に渡して、あと警察が起訴するのか、しないのか、動向を見守っている立場ですか。

○環境課長

起訴とか、まだそこまではよくわからないので、警察がどのように動いているかも私ども把握できませんので、私どもの調査の限界を超えたところで相談しているわけですから、それについては動きを見守っているというか、現時点ではそういう状況で、いろいろなケースは想定しなくてはいけないと思っています。

○田中いさお

最後、この部分での確認です。マルハナバチというのは、そもそも板橋区の税金で買われた蜂と認識してよろしいですか。

○環境課長

マルハナバチの所有権につきましては、ゼロ%か100%ということで聞いていまして、弁護士さんの話ですと、確かに区の施設を使っているのもありますけれども、種蜂というか、私はわかりませんが、蜂を買ったりとか、自分たちでもいろいろやっていますので、

弁護士さんのアドバイスだと、これは区が所有権を主張するのは難しいと言われております。

○田中いさお

今の説明でよくわからなくなっただけですけれども、板橋区は所有権を持っていないものについて今議論しているんですか。

○環境課長

今、蜂に関して議論が集中しましたが、蜂も含めて、いろいろな問題で相談しているということで、少なくともマルハナバチについては、そういう販売の事実を我々が確認しているということでございます。

○田中いさお

その蜂の持ち主は誰なんですか、はっきり言ってください。

○環境課長

一番中心となる方については、まだ我々は確認できておりませんが、少なくともあそこで蜂を飼育していた人は数人おりますので、一番中心になる者は、その中のどなたかお一人かなというふうに考えております。

○田中いさお

しつこくて申しわけないんですけども、板橋区の所有物でないものを所有していた人がどうも売ったらしいと。多額の金額が出てきたというときに、板橋区は訴訟にたえられるような事案なんですか、このこと自体は。

○環境課長

これは現地に行って、現地の帳簿類も見せていただきましたし、現地の方も間違いなくホタル生態環境館で飼育した蜂を買ったというふうに言っておりますので、私どもは間違いなくそのような事実であるというふうに認識しております。

○田中いさお

生態館で飼われた蜂というのはよくわかったんですけども、その持ち主ですよ、問題は。板橋区の生態館だから、板橋区の持ち物でしょうと言える場合もあるでしょうし、世話をしていた人たちがいるから、そっちの人が持ち主でしょうという、それは弁護士さんの判断ではどうなんですか、現状。

○環境課長

先ほど申し上げましたように、弁護士さんからすると、板橋区が所有権を主張するのは難しいと聞いております。

○田中いさお

ということは、それを所有者の人が売ろうが、売らまいが、関係ないということになりますか。

○環境課長

一番の問題は、あの施設はホタルに関する施設です。蜂は、あくまでもホタルのために飼っていると聞いておりました。ところが、それを営利行為を行うということは、あそこはそんな目的のために我々維持管理しているわけではありませんから、それをさせないようにするのが担当者の役割だと思っています。また、私が実際にすぐそれに気づけば、そんなことはここでやっちゃいけないよと言うのが仕事ですから、ある意味本来そこでそういうことが行われないう、行われることすらあり得ないことですけれども、もし行われようとしたら、そんなことはいかんということで、それは公務員として当然そこで指示することが私は仕事だと思いますし、ややかたい表現をすれば、内部通報制度もありますので、それを行わなかったことは大変な背信行為だと思っています。

○田中いさお

この件に関してはその程度、あとは警察と相談しているということですから、適正な処理をしつかりとしていただきたいというふうに思います。急にそういう話を聞いたので、長くなっちゃったんです、この部分が。

今回のホタルの存続に関して、私自身もホタルのことを知らなきゃならないということで、足立と渋谷と、あと五十鈴川のほうと津のほうと、あと京都府の宇治市の植物園のほうを見てきました。率直な感想としては、それぞれ特筆して、似たようなところもあれば、全然似ていない部分もあって、総体的に余りお金をかけないで、みんな頑張ってるやっっているなという印象でした。うちの施設でいえば4,000万円かけていたという話ですけども、五十鈴川に関しては無償で、お金をかけずにおじさんがやっているという状況もありました。それは川を使っていますから、環境代がほぼただですから、それはそうなんです。

おじさんもボランティアでやっているみたいで、年間200匹前後は飛んでいたんじゃないかという話で、去年6月ぐらいに五十鈴川に重機が入って、ホタルが飛んでいそうなところを全部草を刈っちゃって、ことしはどれだけ出るかわからないと言っていましたけど、そういうスタンスでお金をかけずにやるところもあれば、あと一番びっくりしたのは、足立と渋谷のほうで、渋谷のほうの植物園の中に関しては、毎年1,000匹ぐらい放している。植物園の中ですね、狭いといっても、ほどほどの空間ですけど、そこに小川が流れていまして、そこにたまたまホタルが居ついて、勝手にホタルが育っています。それも二、三十匹だとは思っただけでもということで説明を受けました。しかも、説明を受けたところに、主な機能が植物園なので、農薬もまくというんですよ。農薬をまくような環境でも、ホタルは育つんだなということで、本当びっくりしました。

それで、あともう一つは、足立のほうの施設も行ってきましたけれども、そこは職員さんのコンクリートの打ちっ放しの小川をつくっているんですね。見ても、こんな粗末なものかというような、30年ぐらい使っていると言っていましたね。その小川を使ってホタルをやっているということで、それに関しても、あそこは生物園ということで、いろんな動植物を飼っていますから、全体でいえば6億円ぐらいとか、いろいろお金はかかっているみたいですけども、ホタルの部分はその一部の部分なので、それもよく工夫してやっているなという思いがありました。

今回の陳情が再度上がってきまして、この生物館、ホタルのこちらのほうをそのまま残すというのも、外部評価のほうで厳しいような状況になっているということは私自身も認識しています。その原因としてお金が非常にかかる。あと、人員が継承できないということが主な理由だったと思うんですけども、現状、関係者が立入禁止の中で、ホタルが20匹ぐらいいるだろうと言われてます。経験者の足立区でかかわっている委託業者が今管理していると思うんですけども、継承されなくても、生きてて、夏、勝手にホタルがもし

もかえったら、継承されていることで認識しませんかね、どうでしょう。

○環境課長

まず、足立区と渋谷区のところを整理させていただきますと、私ども24代、25代の壘代飼育ということですが、足立区の担当者に先ほども確認したのですが、大体4代から5代ぐらいしてくると、近親の交配で非常に個体を維持するのは難しいと。そういう意味では、板橋区の24代というのは非常に奇跡的だなんていう話も聞いておりますけれども、足立区の場合は、自分のところで育てて飛ばしている。ただ、4年か5年目には、外から持ってきて、新しいホタルを入れているそうです。ただ、あそこは持ってきても、外に出しませんので、多少許されるのかなと。要するに足立区にいるものをどこかに持って行って飛ばすことは、先ほどの種の保存等で非常に問題があることですが、足立区はそうやっていると聞いています。

渋谷区は、ご存じのように、自分のところで卵をとりますけれども、非常に生育が難しいので、業者さんに卵を上げて、時期になったら成虫を持ってきて飛ばしているという状況でして、私も見ましたけれども、小さな池のようなところで、中で若干育っているというのは聞いています。

それで、今回、成虫で2匹、あとそれ以外のところで置いていったものが数十匹いるようですけれども、私どもとしては、五十鈴川のように自然の川のところ、板橋区にもしあれば、そこでボランティアの方がですね。ただ、少なくともカワナがいないといけません。カワナのないところで、カワナを持ち込むことも、最近のホタルを守る会の人からすると余り好ましいことではないと言われておりますから、できることであれば、板橋区のもともというホタルがどこかで飼われていて、そのホタルをどこか自然の川があって、里山のようなところで飼っている方がいれば、私どもとしては、そのホタルを引き継いでいただきたい、まさに運営を引き継いでいただきたいと思っておりますけれども、特許の部分はちょっと違うのかなと思っております。

いずれにせよ、少なくともあの建物は、お叱りを受けるかもしれませんが、古くて、建て直しもきかなくて、技術継承が非常に難しい。ただ、技術継承については、もしマニュアル等があれば、もちろん引き継ぎたいと思っておりますけれども、その中で経費もかかっているということで、あり方を検討しておりますので、今後、そういう他の方法で飼うかどうかについては、今のところ私どもは想定していません。

○田中いさお

最後、確認なんですけど、今、委託業者にお任せしているということで、年度末までとりあえず、年度を越えて、それも検討中だと思うんですけども、越えて委託をした場合、年間の費用は幾らぐらいになると想定していますか。

○環境課長

現在の業者に引き続き来年度も随意契約で1年間は最低やっていただきたいと思っています。それについては、今いるホタルが飛んで、うまく雄と雌が発生して、卵がとれば、卵をとって、その幼虫をできるだけ大きくして、全部を引き継いでいただければ、こんないいことはありませんが、もし最悪の場合、引き継いでいただけないということであれば、幼虫だけでも関係者の方に引き取っていただきたいというのが今の考え方ですから、そういうノウハウは今の業者は持っていますので、それをやりたいということで、委託料については約1,400万程度、今年度と同額程度を考えております。

○田中いさお

要望にしておきます。技術の継承といっても、結局足立の業者が引き継いでやっているわけです、僕に言わせると。だから、継承が難しいというのは、僕は解決していると思

ます、ざっくり言ってですよ。お金の問題も、今まで4,000万かったのが今度は委託費で1,400万ですよ。これもある意味解決しているんじゃないかなと僕は感じる部分があるので、高橋委員も言っていましたけども、廃止ありきの検討でなくて、あの建物自体、耐震がないから、これは何とかしなきゃいけない、それは思いますが、ぜひホタルを守るということで、どちらかで何か生き残る方法はないかというのを真剣に考えていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。これは要望します。

○環境課長

ホタルの命を守るのは大前提でございますので、その点はしっかりやらせていただきます。

○熊倉ふみ子

ちょっとだけ確認したいんですけども、私も蜂の話は初めて聞いて、驚いたんですけども、ホタル館の荷物を片づけていただいていますというときに、私、前に蜂についてはどうなりましたかというふうに伺ったときに、あの蜂については個人のものだから、個人の方が片づけたというようなお話を聞いたんですけども、さっきの話のやりとりを聞いていたならば、それはもしかしらば、区の財産だったのかととれるようなお話もあったように思ったんですけども、そもそも蜂は誰のものだったのですか。

○環境課長

先ほども申し上げましたが、現在の状況を弁護士の方にご説明した上で、もちろん板橋区は施設をわからないまま使われていたという、あと光熱水費等も使われていたと。あと、労務の単価とか、労務の提供とか、種となる蜂の購入とか、それ以外のものについては、恐らくその方たちが購入しただろうということで、そこら辺を考慮すると、板橋区に100%所有権があるか、ゼロ%か、どっちかだということで、相談した結果、板橋区が所有権を主張するのは難しいよということで、私どもは個人の持ち物という表現をしたかもしませんが、そういうことでございます。

○委員長

よろしいですね、ほかに。
なければ、この程度で質疑並びに討論を終了し、意見を求めます。
意見のある方は挙手願います。

○熊倉ふみ子

私は、すみません、継続させていただきたいと思っております。午前中のお話の中でも事実関係がまだはっきりしていない部分が大事なところであったと思っております。板橋はこれからも事実関係、疑いのある部分などについても、これからまだまだ事実については調査が必要だというふうにご答えています。そういう状況の中にありますので、この陳情を判断するという状況に私は今現在ないと思っておりますので、継続を主張したいと思っております。

○菊田順一

この陳情は、前回も意見を含めて述べていますから、重複を避けますけど、いつも言うように、せっかく今日まで継続してきたものをやめるというのはなかなか大ごとですよ。ましてや今回のホタル飼育館のいろんな問題、今、蜂を初めて聞いたけども、25年間、同

一職場で同一の職員が勤務しているというのは、これは地方自治体としては異例ですよ。しかも、今までの予算は25年間で約10億円近くなるだろうと私は試算しているんです。その一職員の問題点と、陳情者が言われているホタルを守ってください、これがごちゃごちゃになっている感じが私はするんですよ。そこをきちんと精査していかないといけないというのが第1です。

それから、第2は、ぜひ課長、あり方で結論を出したら交渉しますと言うけども、交渉も大事ですけども、それによしとしない方々も正直いっておられるので、説明会を開いてやらなさいよ。そこで堂々とあり方の結論というのは、そのメンバー含めて方針でしょう。方針は丁寧に説明して、そのとき質疑応答して、いけないところ、いいところ、そういうのを意見交換して、多くの人たちが理解した上で、あり方の結論を持っていく、これが区の方針であってほしいなと、こういうことなので、今、熊倉委員が言われたように、まだまだこれから検討に値する部分もあるし、また新たな事実が出てくると、我々も何で区の施設でね、最初私も蜂を飼っているときに指摘したことがある。何でホタルと蜂が関係あるんだとやったんだけど、さっき言われた土壌のいろんな問題だと、論文だと。

私も論文を見たことないけども、そういう一職員の今までやってきた25年間、その問題とホタル飼育館の存続をしていくというものをしっかりと切り離して、技術の継承だってそうですよ。今まで我々は技術の継承のために後継者をつくりなさいよとさんざん本人にも言ってきた。だけど、それを一切拒否してきて、今日を迎えたいというのが現実なんだから、そういうことを踏まえた上で、今回の委員会では継続を主張いたします。

○田中いさお

この陳情につきましては継続を主張させていただきます。本当でしたら、採択しようというふうに考えていました。ただ、今、お話の中で蜂の問題やら、さまざま議論が必要な部分も、ここにかかわる施設のことですから、ある程度明らかにしなきゃいけないと思っていて、今回は継続にさせていただきますが、ホタルは命なので、これは本当に継承していただきたいというお思いは常に我が党も持っているところですので、前々から言っているところなので、それは意見として申し述べさせていただきます。

以上です。

○五十嵐やす子

私たちは、1番が継続、そして2番が採択にしたいと思えます。やはり小さいといえども、命は命ですので、それを今すぐどうのということとはできないと思えますので、それをしっかり守る方法というものを考えてほしいというふうに思えます。そのためには、まだいろいろなものが足りないと思えますので、継続とさせていただきます。

2番なんですけれども、これは今それこそ情報が錯綜し過ぎていて、本当は何なのかかわからなくて、それでかえって区民の中で分かれてしまっているような部分もあるのではという危惧があるので、一応今わかっているのはこういうことですよということだけでも、途中経過ですけれどもということでも説明することで、その後も真摯にそれについては扱っていきますというふうな区の姿勢をしっかりと説明することも大事なのではないかと思っていて、それで2番は採択ということにさせていただきます。

○すえよし不二夫

現状は非常に残念な事態だというふうに思いますが、しかし環境都市板橋区は、過去の間においては、ホタルを生息させて公開してきたということについては非常に評価できる点ではないかと。だから、ホタルに関しては、私は今後も工夫と努力、研究して、小規模でもいいから何とか存続させていただきたいというふうな願いを持っていますけども、陳情の処理は、きょうの段階では、ほかの皆さんと同じように継続を主張しますが、考え方としては、意見としては、あり方検討会の検討の中で検討の対象にしてほしいのは、私は継続すべきだと、何らかの研究と工夫をしながら存続させていただきたいという

ことを意見と要望を申し上げて、今回は継続で。

○委員長

以上で意見を終了いたします。陳情第100号については、項目ごとに意見が分かれていますので、項目別に表決を行います。

お諮りいたします。

初めに、陳情第100号 板橋区ホタル生環境館の技術の継承と館の存続を求める陳情第1項を継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長

ご異議ないものと認めます。

よって、陳情第100号第1項は継続審査とすることにいたしました。

(「ちょっと待って。どうして逐条で表決。だから、一委員が言った

こ

と

ん

な

け。

っ

た

から

っ

て、

に

っ

の。

部

目

は

っ

た

よ

う

に

っ

採

は

ら、

別

に

議

会

の

決

め

よ

う

と

し

て

は

お

か

し

く

な

い

と

だけ

ど、俺は一括して、2番は賛成だけ

ど、いろんなもろもろ

み

な

つ

な

が

つ

な

が

つ

な

ら

な

ら

な

ら

な

ら

な

ら

な

ら

な

ら

な

ら

な

ら

な

ら

な

ら

な

ら

な

ら

な

ら

な

ら

括
し
け
な
る
か
上
だ

document (26)

陳情でも、いろんな逐条的に出されたものがあるけども、それを一
して出すか、逐条的に賛否を問うか、それはその中身によって
ていけばいいんですよ。今、五十嵐委員は、逐条的に1項は三角だ
ども、2項は丸です。我々、ノーじゃないのよ。だから、ノーじゃ
いんだけど、逐条的にやるよりも、これは連携したつながりのあ
問題だから、逐条的にやらずして、一括して継続ではどうでしょう
という意見を持っているわけ。それを本来であればきちんと諮った
で逐条をやってもらわないと、我々の意見は一切通らない。多数決
から、この場で決めてくれればいいんですよ」と言う人あり)

○委員長

運営について異議の申し出がありましたので、一旦暫時休憩いたしまして、協議会を開
きたいと思います。再開は、追ってご連絡します。

休憩時刻 午後3時50分

再開時刻 午後4時00分

○委員長

休憩前に引き続きまして、区民環境委員会を再開いたします。

お諮りいたします。

陳情第100号 板橋区ホタル生態環境館の技術の継承と館の存続を求める陳情第2項を
継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長

ご異議ないものと認めます。

よって、陳情第100号第2項は継続審査とすることに決定いたしました。

○委員長

次に、調査事件につきましては、別途議長宛て継続調査の申し出を行うことにご異議ご
さいませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長

ご異議ないものと認め、さよう決定いたします。

document (26)

○委員長

以上をもちまして、区民環境委員会を閉会いたします。